

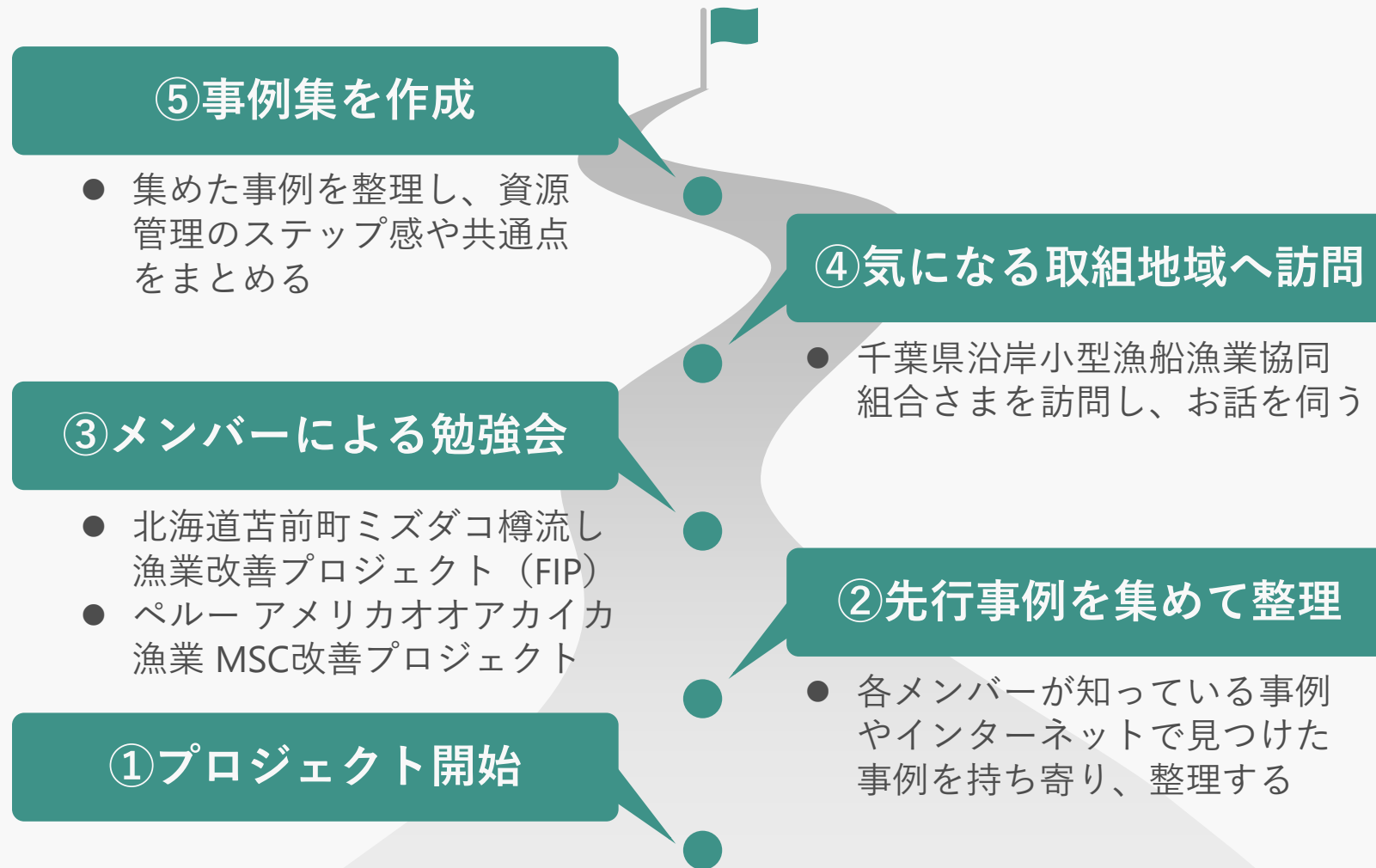
資源管理事例集

水産未来サミット

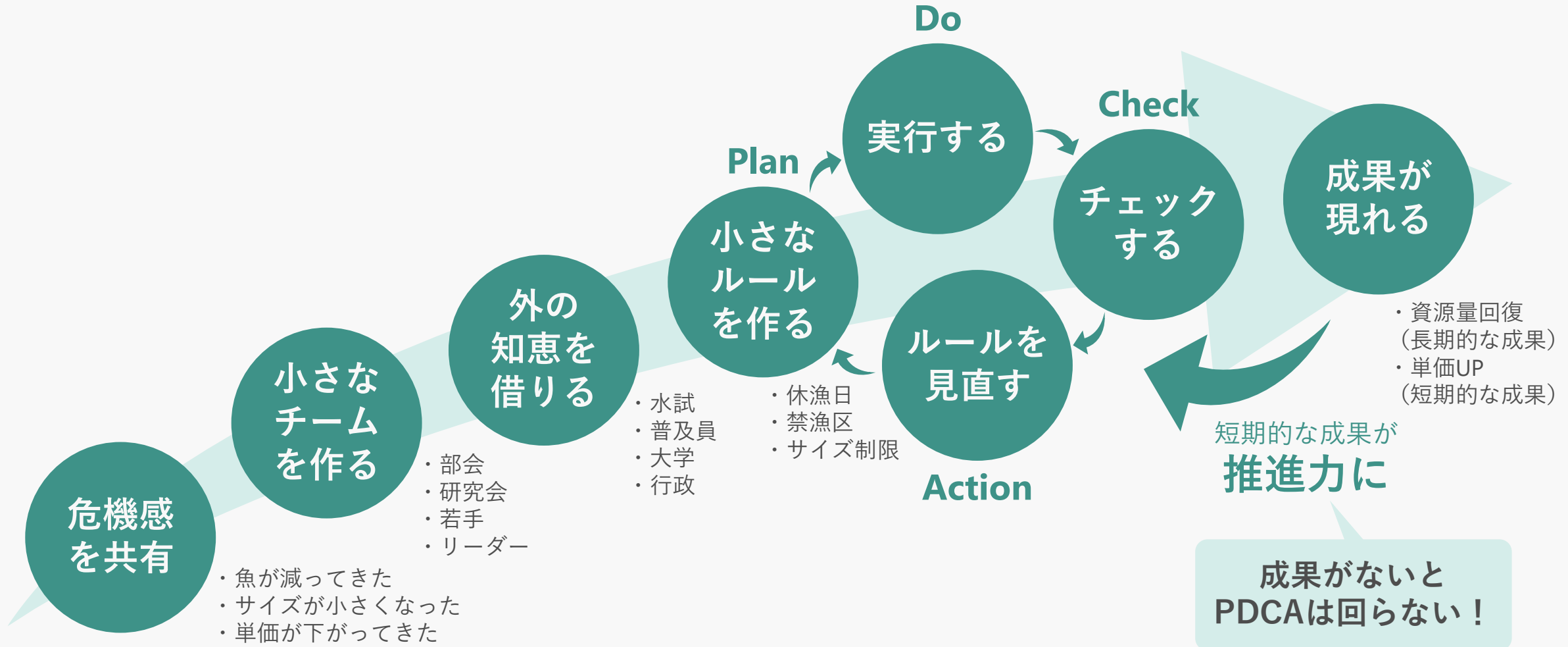
資源管理事例集プロジェクトチーム

1	本プロジェクトの目的と歩み …… p.02
2	集めた事例から見えてきたこと … p.03
3	事例紹介 …… p.07
4	何から始めたらいいの？ …… p.11
5	資源管理事例集 …… p.12

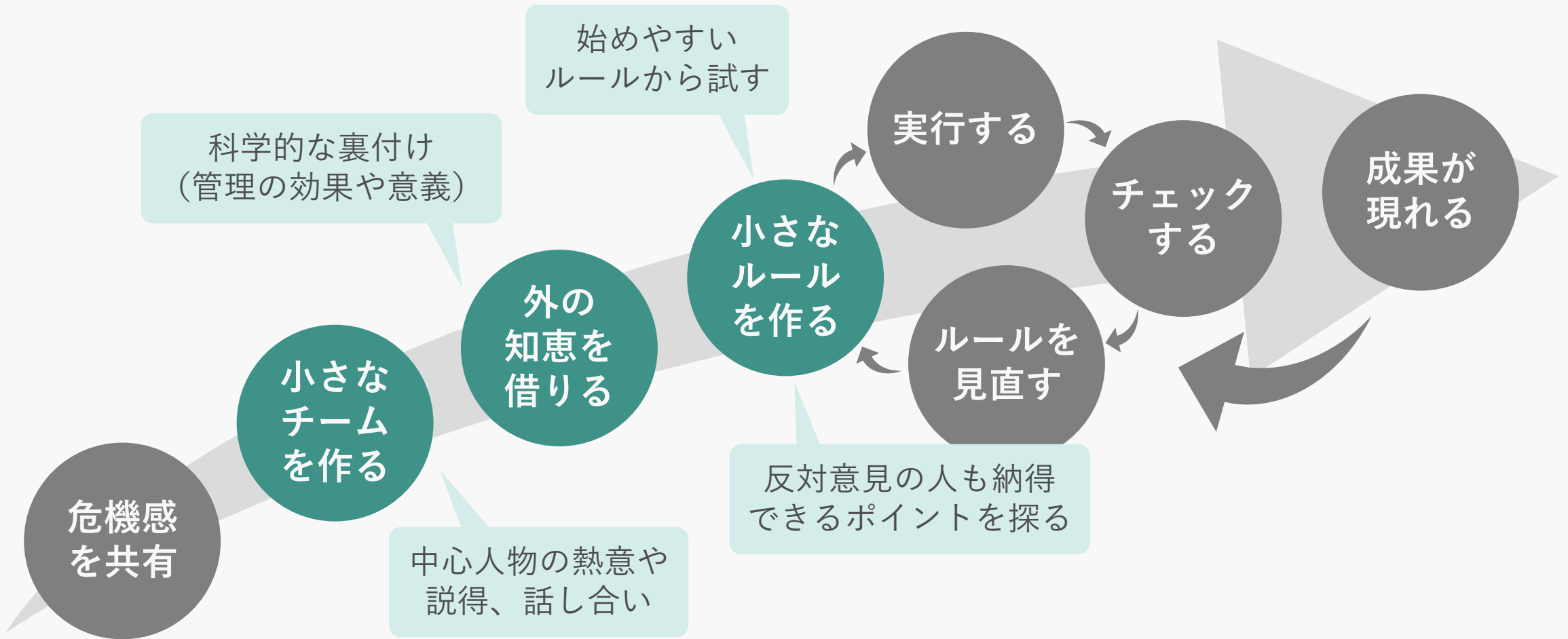
資源管理にもっと力を入れたい地域を応援したい！



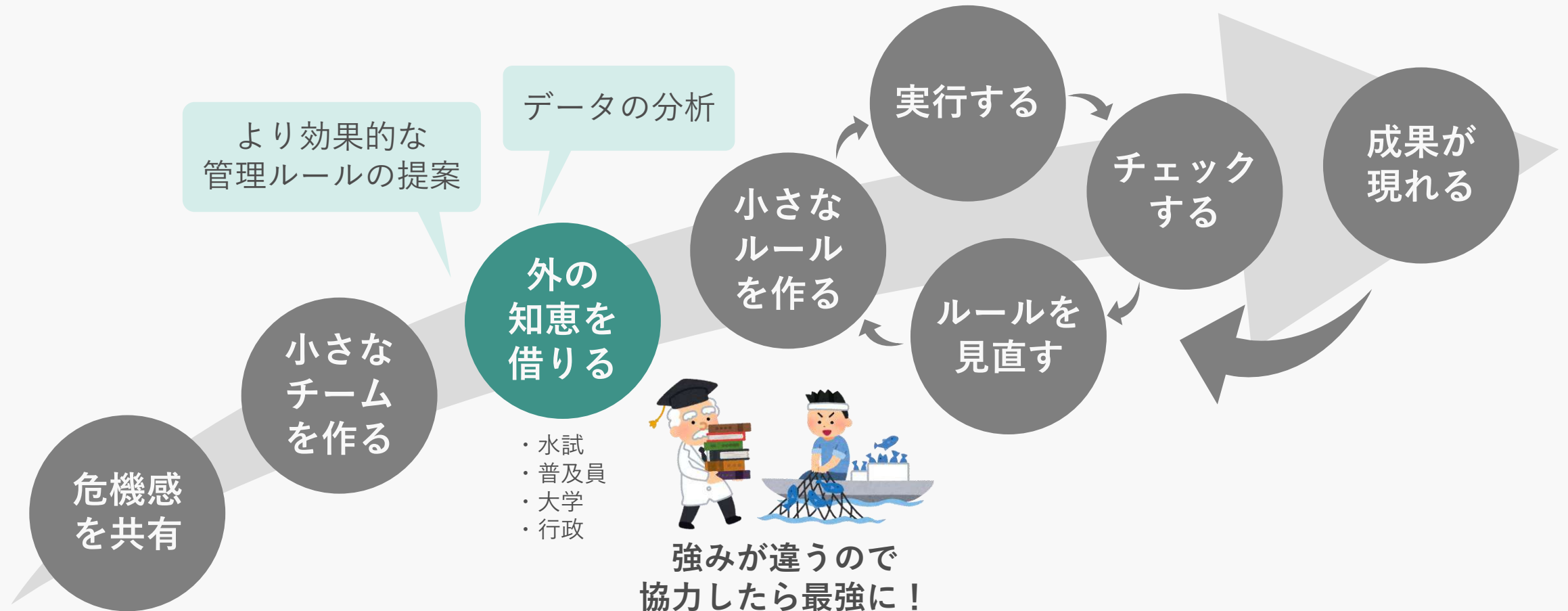
集めた事例の中には「共通のパターン」があった！



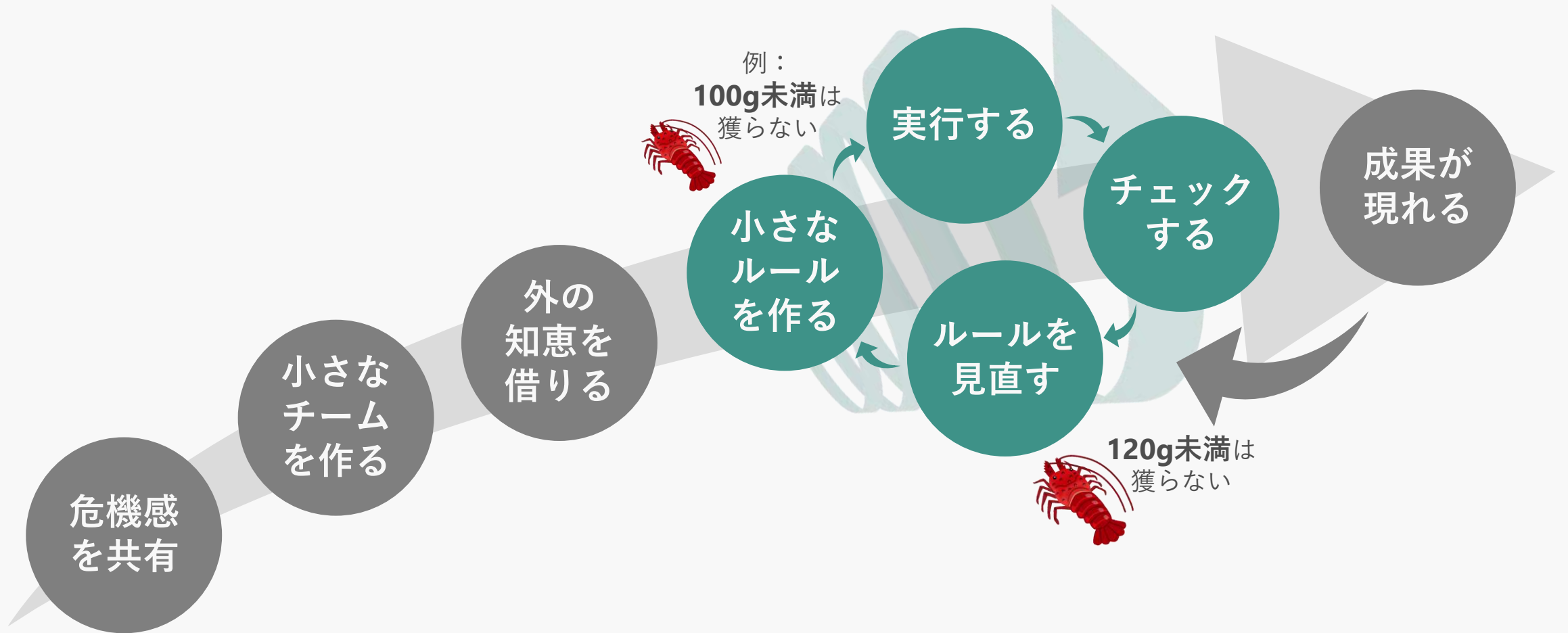
どれだけ関係者に納得してもらえるか？



いかに外の知恵を借りられるか？



いかに資源の状況に合わせてルールを更新できるか？



(CCSFC) 千葉県沿岸小型漁船漁協の大事な役割は、単協をまたいで漁業権以外の活動方針を全員の対話により決定し実行する。

～持続可能な漁業を実現するには～
共有漁場（共同漁業権のない自由漁業）の資源管理を目的とした漁業規制が必要で、全員参加で議論を重ね、多数決で押しからず、全員が納得するまで対話としてルールを決定する。何か問題などが生じた場合は、まずは船団で話し合い、必要ならば、全体会議にかける（個人レベルでは話し合い）。共同士の情報共有と相互監視にもなっている。当事者同士が直接関わることで資源管理の意識が高まり、持続可能な漁業にもつながっている。

全船団が団結することで、単協をまたぐ海域の漁場でも円滑な資源管理が実行でき、着業者同士の対立はない。

3地区、5単協、16船団からなる広域組合

船団	江見	天海	鴨川	浜荻	天津	小湊	大湊	行沢	興津	鶴岡	西部	勝浦	川津	豊津	御宿	岩留
単協	鴨川	東安房	新勝浦市	勝浦	御宿岩和田											

(CCSFC)は、3地区、5単協、16船団が所属する広域組合

キンメ漁では、**共有漁場**
(水深240m以深の沖合の漁場は、共同漁業権のない自由漁業)

SDGsの先

漁場協定で乱獲を阻止!
巻糸網船・底引船・鉤子かご網船が漁場に入らないうちに、協定を締結！高効率な漁法は、乱獲につながる。

結束力の強い組織として
漁業者がまとまることで無秩序な操業を防止！

外房漁師のつなぎ
千葉県沿岸小型漁船漁協
2022.5月 今井

単協をまたいだ組織だからこゝろ
実行できる資源管理！

キンメ部会
(14船団、207隻、340人*)

*2022年時点

外房漁師の本気の取り組み
SDGsです!
金目鯛の資源管理
50年前から少い漁獲

夜間操業禁止
夕方にキンメが集まる(7K=架のせい)所まで浮上

入口管理
獲らない努力
効率の良いすぎる漁は、続けると魚がなくなる！
資源を持続させるにはブレーキが必要なんです!!

産卵期
3ヶ月間(7~9月)
禁漁期間
卵を産んでもらうため

たらし漁法禁止
各たるに、つり道具がセットしてある)一度に多数の道具が入れ替る

釣り糸は1人に1本!
2本、3本と増やせば、漁獲能力も2倍、3倍に増えるぞ!!

浮き玉禁止
海中
効率が良い

自主的な標識放流
キンメの生態を調査するためキンメに番号付きのタグを付け海に放流し、データをとる(ポラナビア)
・昭和59年放流スタート
・37年間で、780隻が
・23,933匹を放流

釣イサは
イワシ・サンマイカの脂漬けはよく釣れるから禁止

作業時間
1日、4時間
1日でも違反したら罰則

25cm以下のキンメは海へ返す(再放流)

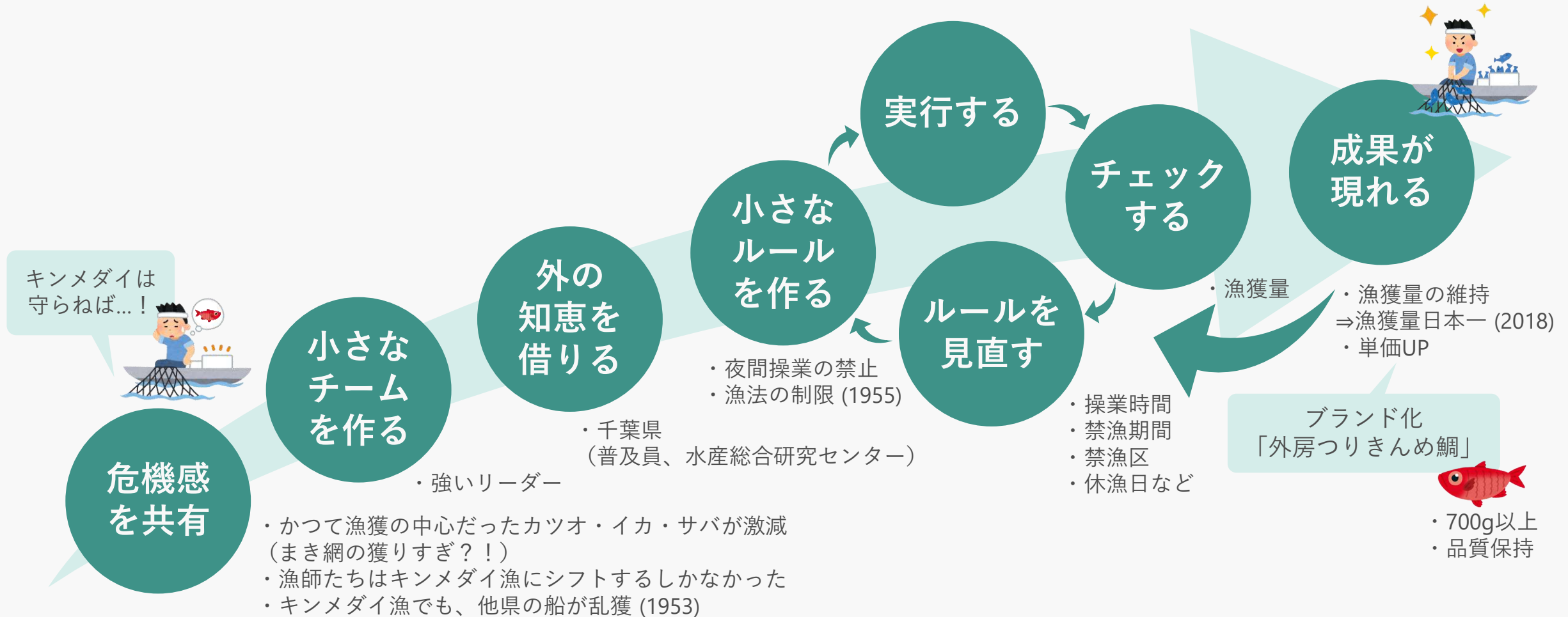
外房のキンメの資源管理は成功しています!!
自主的にルールを作り、漁師全員が守る!
魚海(漁師)が持続可能です!

がまん
守っているから今がある!
キンメ漁を子どもの時代へ残すための責任と努力です!

TAC漁獲割当
(出口管理)は水産庁主導の上意下達制度、漁民・漁協・県間に不信と不満をもたらします。キンメは、漁民の自給的資源管理が一番。

外房漁師のつなぎ
千葉県沿岸小型漁船漁協
2021.8月 今井

50年以上続く取り組みで漁獲量は日本一に！



自分たちで納得して決めたルールだからこそ守れる

● 意見の押し付けではなく対話をする

意見は違って当たり前
相手を尊重しよう

人としての基本！



前組合長 鈴木さん

相手には反対する
なりの理由がある

まずは言い分を聞こう

● ポジティブな表現を使う

例：産卵期に3ヶ月の禁漁期間を設定

●tも太平洋銀行に
キンメダイを貯金できた

●t獲れたのに...ではなく



天然の種苗センター
を作った

沿岸組合の
操業ルールの決め方!

資源には、限りがあります。
獲りすぎたら、いなくなる...
人間の責任と努力が必要ですよ!!

操業ルールは、漁師たちが
キンメダイを、今だけでなく
永續させるためのルールです。

多数決では、決めない!
全船団が納得するまで話し合い、決定!

船団長・代表者会議

まずは、16船団が、各船団で意見をまとめる。

御宿	勝浦地区				鴨川地区										
岩和	御宿	豊浜	川津	勝浦	西原	鵜原	興津	行川	大津	小津	天津	浜茨	鴨川	太海	江見

16船団
千葉県沿岸小型漁船漁業 協同組合

昭和44年1月30日～

この規約は、キンメダイにおける漁業資源の保護と操業秩序の維持を図り、もって安定した漁場として、永續させることを目的として、キンメ立縄操業漁船の操業方法を定める。

企業船こそSDGsの取り組みを!!

外房漁師のつばき
千葉県沿岸小型漁船漁協
2021年10月 今井

50年前からキンメ漁はSDGs!!

漁獲量が下がる度に話し合い、操業時間を短くする

ルールが現状に合わなくなったら話し合い

2020年までに
操業規約を**39回**改定

実行する

チェック
する

成果が
現れる

小さな
ルール
を作る

ルールを
見直す

外の
知恵を
借りる

小さな
チーム
を作る

危機感
を共有

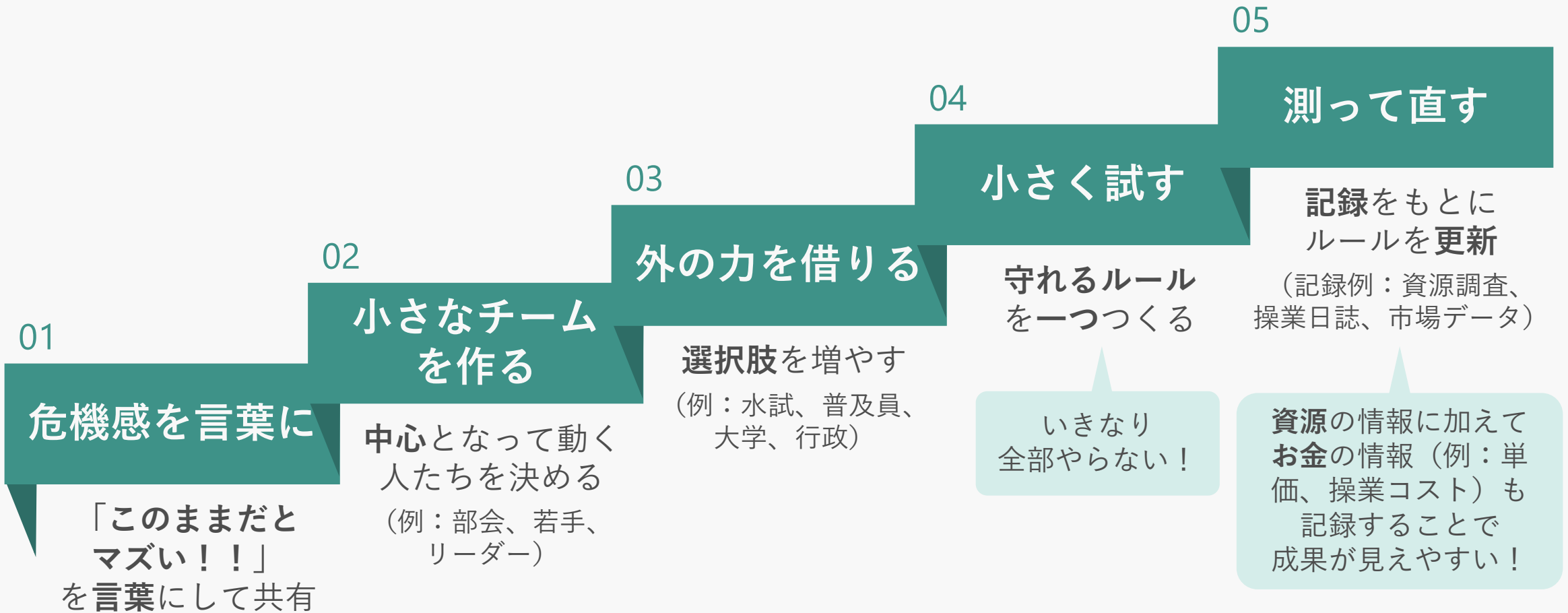
5時間操業を続ければ
資源の枯渇を招くかも

年配の漁師



1969	日の出～日没
1993	8→6時間半
2003	6時間
2010	5時間
2013	4時間

危機感を言葉にして共有するところから始めてみよう



- 本事例集は、
 - ・ 管理の方法が参考になりそうか
 - ・ 成果が現れるまでの取り組みの過程が参考になりそうかなどを考えて、プロジェクトメンバーの知っている事例やインターネット上で見つけた事例を集めたものです。
- 本事例集はインターネット上に公開されている情報をもとに作成しております。もし記載内容に間違いがありましたら、下記の連絡先までご連絡いただけますと幸いです。
- 連絡先：**info(at)suisan-summit.com**
※ (at) は @ に置き換えてください

頁	魚種	都道府県	取組主体
14	アサリ	北海道	歯舞漁協 あさり部会
15	アサリ	福岡県	福岡県有明海区研究連合会
16	エゾバイ	北海道	広尾漁協 エゾバイツブ籠漁業部会
17	ハマグリ	京都府	京都府漁協 溝尻地区 漁業者
18	ホッキガイ	北海道	苫小牧漁協
19	ナマコ	京都府	宮津なまこ組合
20	マナマコ	北海道	新星マリン漁協 留萌地区 なまこ部会
21	ウニ	北海道	えりも漁協 えりも支所 東洋うに部会
22	イセエビ	三重県	三重外湾漁協 和具海老網同盟会
23	イセエビ	徳島県	日和佐町漁協
24	イセエビ	千葉県	鴨川市漁協 太海支所 太海エビ網組合
25	ホッカイエビ	北海道	標津漁協 ほっかいえび漁業者
26	ホッコクアカエビ	新潟県	新潟県知事が主導
27	ズワイガニ	京都府	京都府機船底曳網漁業連合会
28	アカガレイ	京都府	京都府機船底曳網漁業連合会
29	アカムツ	島根県	島根県機船底曳網漁業連合会
30	キンメダイ	千葉県	銚子市漁協 外川支所
31	キンメダイ	千葉県	千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合
32	シロクラベラ	沖縄県	沖縄県北部漁業者
33	シロクラベラ	沖縄県	あわせ・はまや里海漁業協議会
34	ナミハタ	沖縄県	八重山漁協 電灯潜り研究会
35	ハタハタ	秋田県	ハタハタ資源対策協議会
36	ニシン（石狩湾系群）	北海道	石狩湾漁協
37	小型ヒラメなど	福島県	福島県機船底曳網連合会
38	メカジキ	宮城県	気仙沼遠洋漁協 近海マグロはえ縄船団
39	ヨシキリザメ	宮城県	気仙沼遠洋漁協 近海マグロはえ縄船団
40	トラフグ （日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）		水産庁が主導
41	スケトウダラ（日本海北部系群）		国
42	ホッケ（道北系群）		漁業者
43	イカナゴ（伊勢・三河湾系群）		愛知県と三重県の漁業者
44	サワラ（瀬戸内海系群）		香川、岡山、兵庫、徳島など11府県
45	マサバ（太平洋系群）		北部太平洋まき網連合会
46	太平洋クロマグロ		WCPFC、国
47	クロマグロ	静岡県	一般社団法人静岡県定置漁業協会
48	クロマグロ、小型ブリ	三重県	株式会社早田大敷



魚種

アサリ

漁法

アサリ漁業

取組期間

2016～
(規格別ノルマ制)

取組体制 (★：主体)

★歯舞漁協あさり部会、歯舞漁協、根室地区水産技術普及指導所
(部会員数12名、平均年齢58歳)

取組内容

①規格別の漁獲ノルマの設定

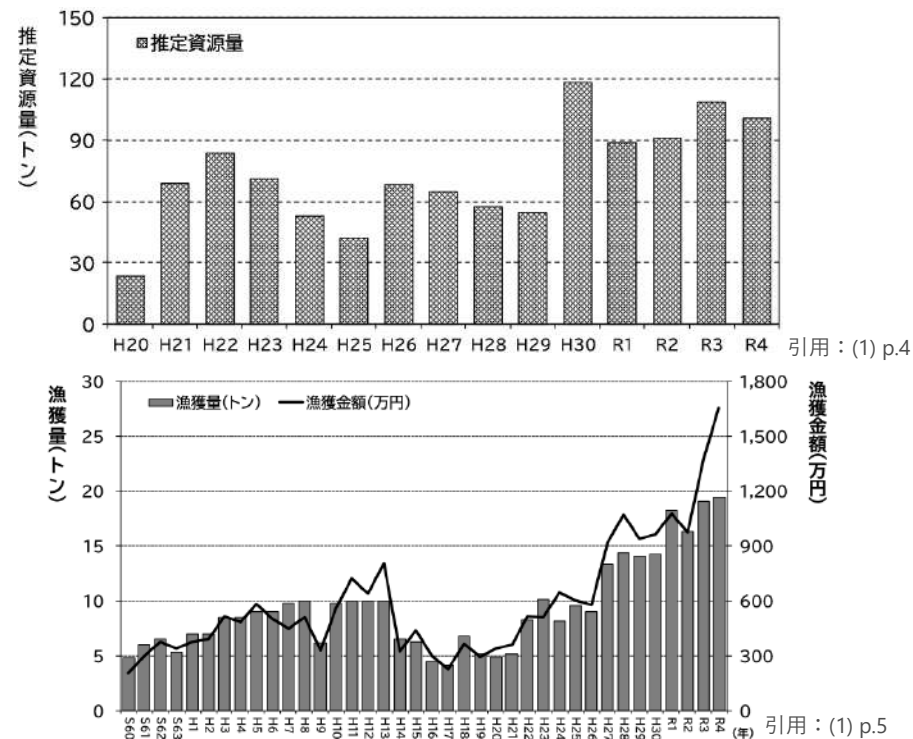
以前は、漁協、普及指導所と協力して実施した資源調査の結果をもとに、殻長40mm以上のアサリのみを漁獲対象とし、許容漁獲量を設定。しかし、高単価が見込まれる大型サイズのみが漁獲され、小型貝が過密化する漁場が目立つようになった。そのため、2016年より、規格を大(45mm以上)・中(38mm～45mm未満)小(35mm～38mm未満)の3規格とし、規格別にノルマを設定する方式に変更した。

大型貝の多い漁場には人の手が入るが、人の手の入らない漁場はアマモや泥で荒れていくため、その解消を目的に、大型貝をある程度漁獲した部会員には中・小サイズの密度が高い漁場で採取させている。

②資源量調査を踏まえた漁場整備

資源量調査は漁場を20m四方のメッシュに区切り、その枠内の2ヶ所でアサリを取り上げ計量し、漁場全体の密度を計算する。この結果を踏まえて、漁場整備する場所などを部会内で調整する。

取組成果



備考

規格別の漁獲ノルマの設定は、選別の手間や次世代資源への影響などの懸念から部会内での反対意見もあったが、漁協と部会で協議を重ねながら意識の共有を図った。当初は小サイズに値段がつくか心配されていたが、選別出荷は仲買から歓迎され、十分に採算が取れることが判明(販売単価も向上)。部会長によれば、小さい部会だからこそ意思を統一しやすい面があるという。

2024年度からは漁獲量の1割を部会自体の操業枠とし、そこで得られた金額を漁場整備に携わった部会員に配分する方式を採用。



魚種

アサリ

漁法

アサリ漁業

取組期間

2015～

取組体制 (★：主体)

★福岡有明海漁連 福岡県有明海区研究連合会（会員数155名、14漁協と1つの地区で構成）、漁連、福岡県水産海洋技術センター

取組内容

①保護区の設定（母貝の保護）

研究会が漁連に対して、稚貝が多く発生した場所を保護区に設定することを提案。その結果、漁連の漁業権行使規則に基づく公示及び漁業調整委員会指示により二枚貝類の採捕禁止区域が指定された。

②保護区の限定解禁ルールの設定

生息密度が適正を上回った場合、漁連が密度調整のため限定的に漁を解禁。その際、参加者や1回当たりの解放日の限定、漁獲可能サイズの設定、1人1日あたりのネット数の制限、フルイの目合いの拡大等ルールを設定。

③高値販売の取組（共同販売の実施）

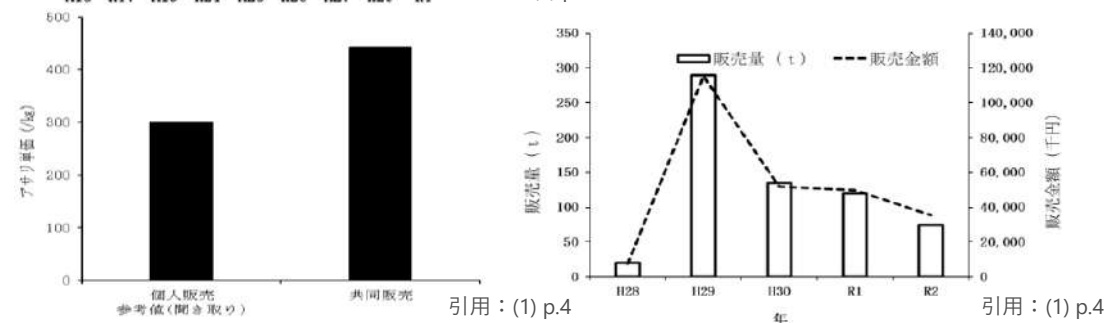
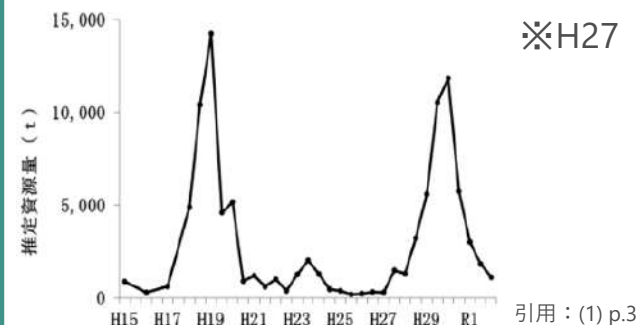
これまで、地元アサリ取扱業者に個々に販売しており、ロットや選別の仕方が不揃いであったことなどから非常に安い価格で取引されていた。そのため、多くの入札参加者を募り、漁連が主体となった共同販売を行うことになった。

④休漁日の設定（母貝の保護）

2019年以降、土曜日を休漁日として設定。

⑤稚貝の移殖放流

取組成果



備考

- ・取組に至るまでに研究会員が反対漁業者を何度も説得している
- ・例えば、保護区の設定に際しては「放置してもアサリは死ぬ。生活のために保護区で獲らせて欲しい」との声が上がったが、その度に研究会員が「今の我慢が将来の漁獲につながる」と説得した
- ・当初保護区の設定に難色を示していた漁業者は、アサリ資源が増加したことや共同販売により安定してアサリを漁獲し、高値で販売できたことから、取組に理解を示すようになった
- ・また、近年豪雨が頻発していることから、一部の漁業者の間で「どうせ豪雨で死ぬ。その前に獲り尽くせ」という意識が広がりつつあったが、研究会員の活動（土砂に強い新たな採苗技術の導入など）が漁業者の意識改善につながったのではと会員は振り返る



魚種

エゾバイ

漁法

つぶかご

取組期間

2009～

取組体制 (★：主体)

★広尾漁協 エゾバイツブ籠漁業部会、釧路水産試験場

取組内容

①共同経営への転換

エゾバイの水揚げ金額は部会員で均等に配分し、操業に直接必要な経費（燃油や餌など）も均等に負担することで、過当な競争を排除し、無駄な経費を減らして経営の効率化を図る。

②資源管理の取組

(1)部会が実施してきた取組

- ・カゴ数、隻数、操業期間、ふるいの目合の制限
- ・産卵場における保護区の設定

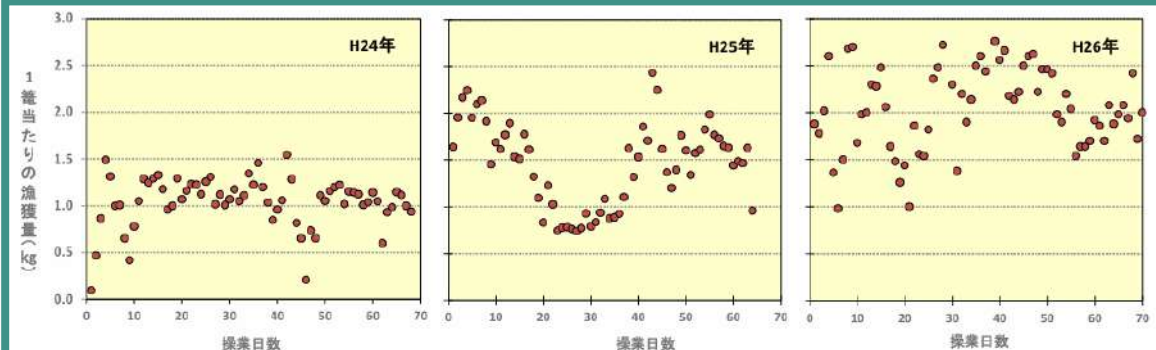
(2)水試の提案した取組

水試は、資源状態に柔軟に対応する必要があるとして、終漁の目安となる漁獲量（目安漁獲量）を算出するルールを提案。

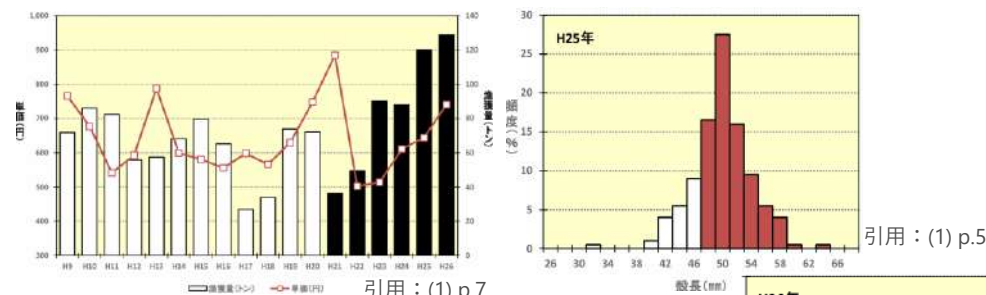
資源状態に応じた「適切な漁獲量」である目安漁獲量を、資源量（漁期始め1ヶ月のCPUE*）×適切な漁獲率（過去のデータから算出）で求める。資源量が低水準のときは、回復係数をかけて、漁期が早期に終了するような計算式となっている。

* 年間のCPUEと明瞭な関係にある

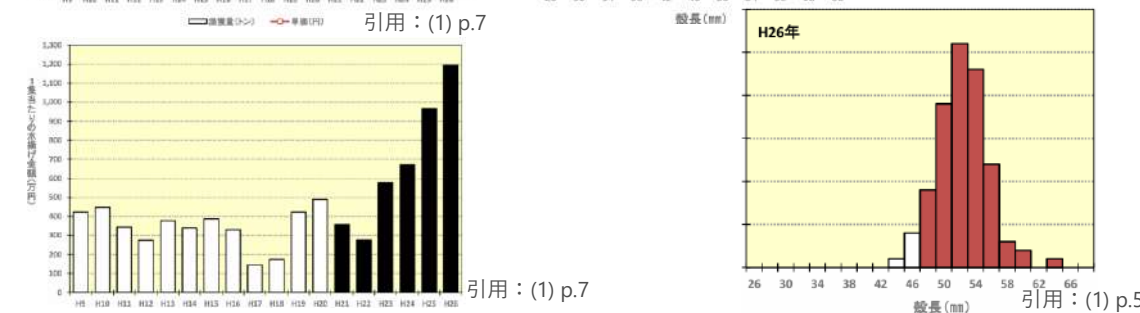
取組成果



引用：(1) p.5



引用：(1) p.5



引用：(1) p.5

備考

資源量の減少を受けても資源管理の合意にはすぐには至らなかった（優良漁場を禁漁区に設定したら経営が破綻するため）が、何度も会合を重ね、禁漁区を設定するために操業形態を共同経営に転換することで合意に至った。また、エゾバイに関する知見の少なさが資源回復の大きな課題であったが、水試と連携することで克服した。



京都府

魚種

ハマグリ

漁法

ハマグリ漁

取組期間

2021～

取組体制 (★：主体)

★京都府漁協溝尻地区 漁業者 (村上氏など)
同地区運営委員会、京都府農林水産技術センター海洋センター

取組内容

漁期と操業時間を設定した上で、サイズ制限と個数制限を行い、資源量に対して漁獲率が30～40%になったら漁を終了する。漁期終了日については、次のような方法で決定する。まず、漁師が1時間で獲ったハマグリを平均個数を時間経過とともに記録し、次にこの「減少のペース」から、最初にその場所にいたハマグリを推定する (DeLury法)。推定した資源量に対して30～40%を漁獲した時点で漁期を終了する。また、漁獲したハマグリは、1つ1つ、パンチングシートの上に置き、千枚通しで穴を開けることでサイズや獲れた場所等を記録する。

漁業者は、獲った個数やサイズなどの様々なデータを海洋センターに報告し、海洋センターではそれらをもとにDeLury法によって資源量を割り出し、漁期終了の目安を漁業者に提示する。

資源管理の内容

	2018年まで	2019～2020年	2021年	2022年
サイズ規制	殻長5cm以下	完全禁漁 解禁に向けてハマグリ勉強会を開催	殻長5cm以下	殻長5cm以下
数量規制	無制限		1人1日50個	1人1日50個
時間	無制限		日の出～11時	7～11時
漁期	無制限		4～6月※	4～6月※

※ 2021年以降の漁期終了日について
漁業者は全漁獲ハマグリをパンチングシートを実施
・どこで誰がどんな大きさのハマグリを何個漁獲したかすべてわかるように！
・上記データから海洋センターが資源量を推定
全体の30～40%を漁獲した時点で漁期を終了



引用：(1)

取組成果

詳細不明

備考

二枚貝の漁獲量が激減し、絶命の危機感を抱いた地域の漁業者たちが、「京都・阿蘇海ハマグリ復活プロジェクト」として資源管理の取組を開始。プロジェクトの主要メンバーの村上氏は、まず京都府漁協溝尻地区の運営委員会に働きかけた。運営委員会から資源管理をしたいという要望を京都府に上げて、そして京都府農林水産技術センター海洋センターの協力を得られるようになった。また、村上氏は、隣の宮津湾のナマコの資源管理で成果を上げていた漁業者に相談したりなど、色々な人を巻き込みながら活動を行った。阿蘇海のハマグリに資源管理を導入するかどうかを決めるのは、京都府漁協溝尻地区の運営委員会であり、村上氏はメンバーではなかったが、村上氏の父親が委員だったため、父から運営委員会に諮ってもらうなどの方法で働きかけを行った。漁師の中に漠然とあった「ハマグリが減っている」という実感に、データがリアリティを示したことに加え、唯一の若手漁師である村上氏の「ハマグリを守りたい」という切実な思いが伝わったことが、資源管理を進める大きな一助となったという。

引用・参考：

- (1) 「漁師が挑む、京都・阿蘇海ハマグリ復活への道」 Chefs for the Blue HP
- (2) 「「魚を大事にして欲しい」祖父から受け継いだ阿蘇海を守る若手漁師」 Seafood Legacy Times
- (3) 「26歳の一人漁師が、京都・阿蘇海でハマグリ資源管理に挑む。」 料理通信



魚種

ホッキガイ

漁法

噴流式
桁びき網

取組期間

1980頃～

取組体制 (★：主体)

★苫小牧漁協、研究機関

取組内容

① 操業期間の設定・割り振り (2)

- ・ 休漁は産卵期の5月～6月の2ヶ月間
- ・ 7月～11月は「夏ホッキ漁」、12月～4月は「冬ホッキ漁」
- ・ 漁業者を夏・冬漁のどちらかに振り分けて操業

② 資源量調査に基づいた地域的な個別漁獲割当 (IQ) 制 (1)

- ・ 漁業者1人当たりの漁獲枠を毎年定めて操業

③ 漁獲サイズ規制

- ・ 海面調整規則では長さ7.5cm以上で漁獲できるが、漁協では9cm以上に制限

④ その他 (3)

- ・ 漁場間での移植放流、老齢貝の間引きなど

※ホッキは10年に一度の割合で大量発生するため、過密化による成長阻害や死亡を防ぐために行う

※道庁行政は、漁業許可時に各漁協に資源調査を義務付けており、採捕サイズ・禁漁期間等も設定している

取組成果

苫小牧沖ホッキ貝の推定資源量

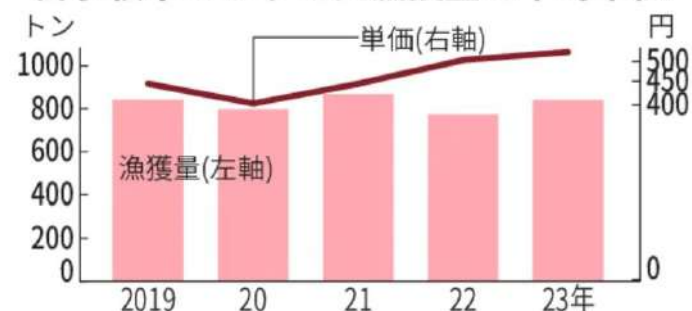
※漁獲対象外の直径9cm未満と対象の9cm以上の合計



・ 1992～99年に漁獲平均50t水準に減少した時期もあったが、資源管理は94年の稚貝大発生とその成長に寄与。2007～11年平均で332tの漁獲を記録 (1)

・ 上図：資源量の増加傾向には、ホッキ貝の外敵動物の駆除など漁協の漁場管理の推進、2015年度に大量発生した稚貝が資源として成長していることが背景にあるという (4)

苫小牧市のホッキ貝漁獲量と平均単価



引用
上図：(4)
下図：(5)

備考



京都府

魚種

ナマコ

漁法

桁網、水視

取組期間

2009～

取組体制 (★：主体)

★宮津なまこ組合、普及員、京都府、京都大学
 (宮津湾でナマコ漁業を営む約40人の漁業者のうち、宮津地区に在住する22人が組織)

取組内容

①漁獲規制の強化

・サイズ

従来の体長制限から重量制限に変更。規制重量を決める際には、市内のナマコ加工業者に意見を聞いて決定した。300g未満は加工品原料としての商品価値が低いことから、規制重量300gにすることにした。しかし、漁家経営を考え、150g未満から規制を開始し、徐々に規制を強め、最終的な規制重量300gにもっていった。

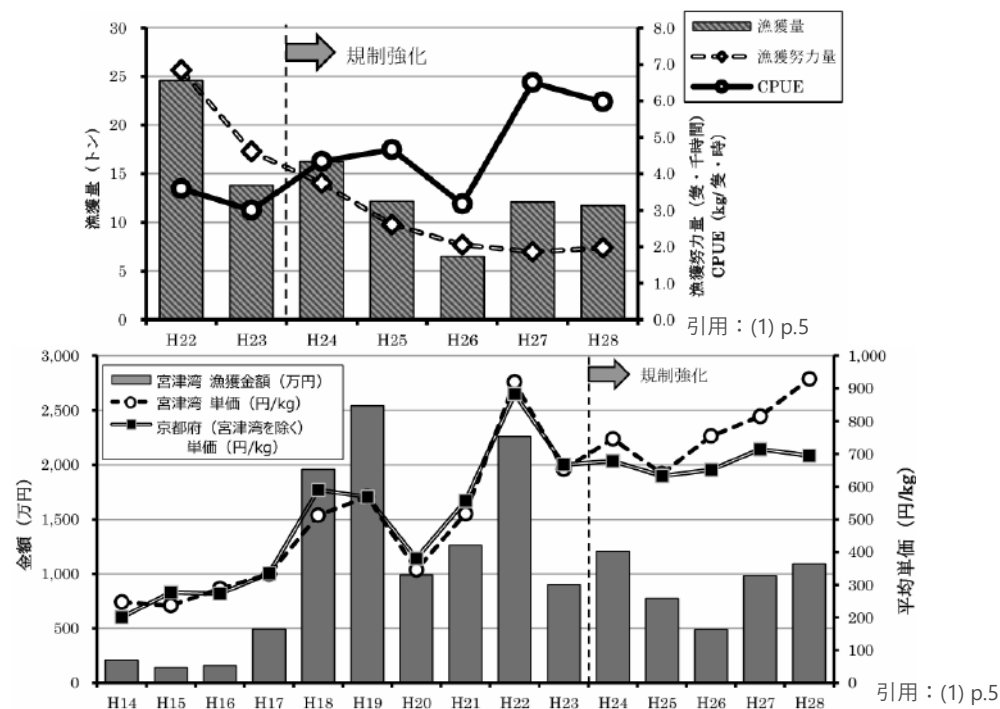
・漁期

漁獲終了日は漁獲や単価の状況を勘案して漁期中に協議して決定。

年度	サイズ	期間	休漁日	操業可能日数	時間	出荷量
H20	なし	H20.12/1～H21.4/30	なし	151	07:00～14:00	4缶(72kg)/日/人
H21	10cm以上	H21.12/1～H22.4/30	なし	151	07:00～14:00	4缶(72kg)/日/人
H22	15cm以上	H22.12/1～H23.4/30	なし	151	07:00～14:00	4缶(72kg)/日/人
H23	15cm以上	H23.12/20～H24.4/15	なし	118	07:00～14:00	4缶(72kg)/日/人
H24	150g以上	H24.12/20～H25.4/15	毎月10日、25日(1～3月)	111	07:00～12:00	3缶(54kg)/日/人
H25	180g以上	H25.12/20～H26.4/15	毎週金曜(1～3月)	104	07:00～12:00	2缶(36kg)/日/人
H26	300g以上	H27.2/1～H27.4/6	毎週月曜、金曜	46	07:00～11:00	1缶(18kg)/日/人
H27	300g以上	H28.1/19～H28.4/5	毎週月曜、金曜	56	07:00～11:00	1缶(18kg)/日/人
H28	300g以上	H29.1/19～H29.4/13	毎週月曜、金曜	61	07:00～11:00	1缶(18kg)/日/人

引用：(1) p.3

取組成果



備考

漁獲量の減少と小型化から、資源枯渇の恐れを感じて漁獲規制を開始したものの、効果がみられなかった。そこで、地区担当の普及指導員に相談したところ、より厳格な漁獲規制が必要であるとの意見を受け、本格的に資源管理を検討することになった。普及指導員に講師をお願いし、資源管理に関する勉強会を開催し、ナマコの生態や資源管理の手法について学んだ。勉強会で得た知見をもとになまこ組合内で協議を重ね、漁獲規制を強化する必要があるとの結論に至った。漁獲規制案を作成し、その年の宮津湾漁業権管理委員会にかけられ、他地区からの賛同も得られ、漁獲規制の強化に至った。協議においては、宮津地区内外からの反対意見があった(規制強化により水揚げ額が減少するため)が、若手漁業者が資源管理に意欲的であったことや、府が科学的な裏付けをしてくれたことなどから、最終的には合意を得られた。



魚種
マナマコ

漁法
ナマコ桁びき網

取組期間
2008～

取組体制 (★：主体)

★新星マリン漁協留萌地区なまこ部会 (会員19名)
稚内水産試験場、はこだて未来大学、東京農業大学、留萌市

取組内容

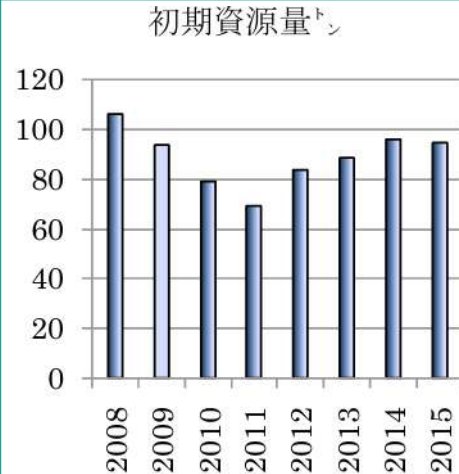
①リアルタイム資源評価システムの開発
 ・ 操業日誌をデジタル化し、iPadで曳網時刻と漁獲データを送信
 ・ このデータをもとに、水産試験場の担当が週単位で資源量を推定し、漁業者にFAXで周知
 ※iPadは各漁業者が自主購入、通信システムの維持管理費は漁協と留萌市で支出するなど、地元主体でシステムを運用

②推定資源量に基づいた順応的な資源管理 (図参照)
 ・ 漁期の早期切り上げ
 ・ 親ナマコ保護のための漁獲制限体重のアップ
 ・ 1隻あたりの漁獲量制限など

引用：(1) p.4

西暦	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
資源評価	報告書		リアルタイム情報配信					
調査協力船	3隻	3隻	3隻	10隻	16隻	16隻	16隻	16隻
操業日誌	紙		PC	iPad				
漁期前調査	実施							
漁期前の合意	漁期	6月16日～8月31日			7月1日～8月31日			
	操業時間	8:00～16:00			6:00～16:00			
	保護区	距岸1000～1500m						
	漁獲制限体重	100g以上		110g以上		130g以上		
1隻当たり漁獲量	5トン		3トン					
漁期中の合意	漁期切上	なし	8月12日	8月19日	8月9日	8月9日	8月9日	8月10日

取組成果



2008年に106トンだった推定資源量は11年に69トンまで減ったが、取り組みの本格化後、17年には98トンと4割回復した(2)

引用：(1) p.4

引用：(1) p.4

漁獲量(トン)	63.8	42.6	33.8	30.6	44.4	40.2	43.5	36.8
初期資源量(トン)	106.1	93.7	79.1	69.3	83.8	88.6	96.0	94.7

備考

・産学官連携協定を結んだ大学、水産試験場や留萌市等の関係機関と毎年研究報告会や座談会を行い、絶えず連携を取りながら操業計画を立てる。
 ・2009年まで、マリンITによらない資源管理を行っていたが、思うように効果が出ていなかった。
 ...ノートに記録した操業位置や漁獲量を用いて、漁期後に初期資源量を水産指導所と稚内水産試験場が連携して解析し、その結果から翌年に漁獲制限量を決定していた。しかし、その年の漁獲量が適切だったかどうかは解析結果が出るまでは判断できないため、結果的に漁獲制限量が過大だった年が多く、2008年から漁獲量は激減し続けた。
 ・より良い資源管理を模索していた時に、はこだて未来大と東京農大の教授と出会い、マリンITによる資源管理へと移行した。
 ・データ集めに反発する漁業者も一部いたが、リーダー格の漁業者らが説得。また「研究者が漁業者の意見を聞きタブレットなどの操作を簡単にしてくれたため、高齢漁業者もついてきた」という。
 ・協力船は2008年に3隻だったが、12年以降地区の漁船全16隻に広がった。



魚種

ウニ

漁法

刺網

取組期間

30年～

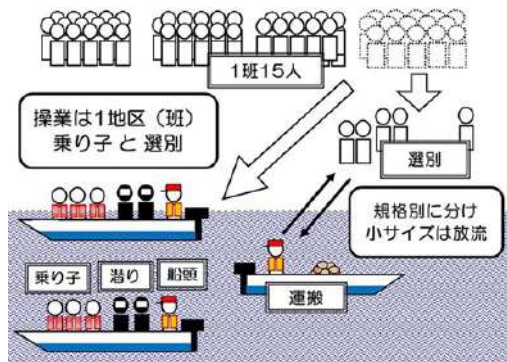
取組体制 (★：主体)

★えりも漁協 えりも支所 東洋うに部会
(53名で構成、4班体制で操業、利益は部会員に配当する協業制)

取組内容

①操業体制の見直し

15人ずつ4班に分け、交代で1班ずつ操業を行う。協業化後は経費の削減と時間の確保ができるように。部会員からの不満はない。



引用：(1) p.2

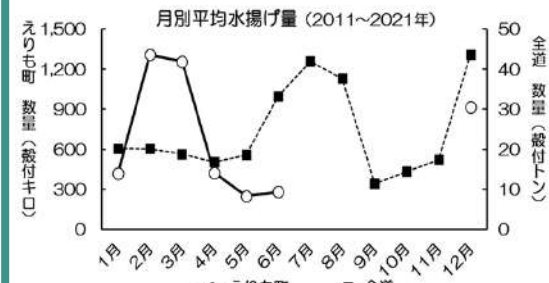
	新体制		
	旧体制	潜水器	手取り
操業隻数(隻)	95	4	-
操業人数(人)	95	15	95
水深	5m	10m	1.5m
皿が必要な範囲	地区全域	入り江	干潮時
濁り	×	△	○
岩の裏 海藻の陰	×	○	△

引用：(1) p.2

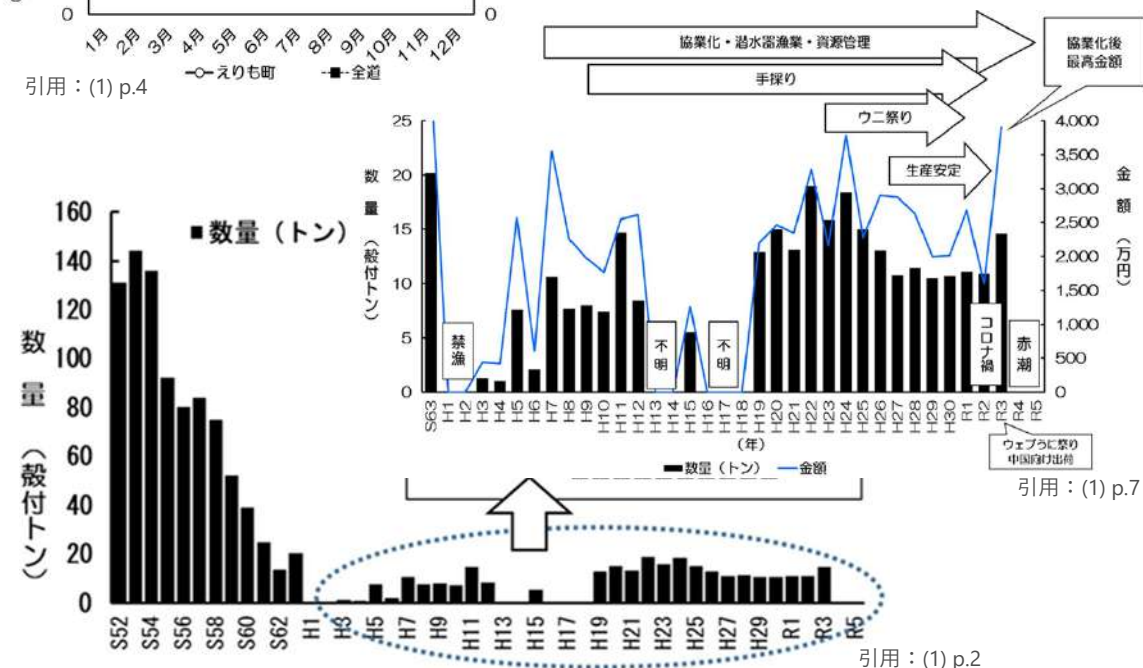
②種苗放流と漁場管理

今までは漁場全域に幅広く放流していたが、協業化後は、(1)選定した場所へ集中的に放流し、(2)年間計画を立てて放流から漁獲まで漁場を管理することにした(漁期前12月にサイズ・身入り確認、4月まで操業、5月から次年度に向けた移植の計画、6月に種苗放流・移植)。

取組成果



引用：(1) p.4



引用：(1) p.2

備考

元々個人でタモ採取により漁業をしていたが、資源減少により禁漁。2年間の禁漁が明けて水揚量が回復したものの、この調子で獲り続けられれば再び資源枯渇に陥るという危機感を覚えた。部会内で検討したところ、漁獲管理が容易で効率的に操業できる潜水器漁業での協業化を望む声が広がり、1996年より協業化へ移行。



魚種

イセエビ

漁法

刺網

取組期間

1990年代～

取組体制 (★：主体)

★三重外湾漁協和具海老網同盟会
三重県水産研究所、伊勢農林水産事務所水産部普及員室

取組内容

イセエビ漁解禁～年内：共同操業（プール制）(2)

- ・ 網の使用枚数：2枚
- ・ 操業場所：共同操業場所（禁漁区：比較的浅い漁場）
- ・ 再放流サイズ：120g未満

年明け～：自由操業 (2)

- ・ 網の使用枚数：最大9枚
- ・ 操業場所：地磯（自由操業場所：沖合の深い漁場）
- ・ 再放流サイズ：100g未満

※プール制 (1)

- ・ 浜ごとのグループ操業で、各浜の代表が船を出し、浜のメンバーがそれに乗り込んで共同で操業
- ・ 収益は、水揚金額から操業経費と同盟会運営費を引いた残額が水揚プール制によって構成員に均等に配分される

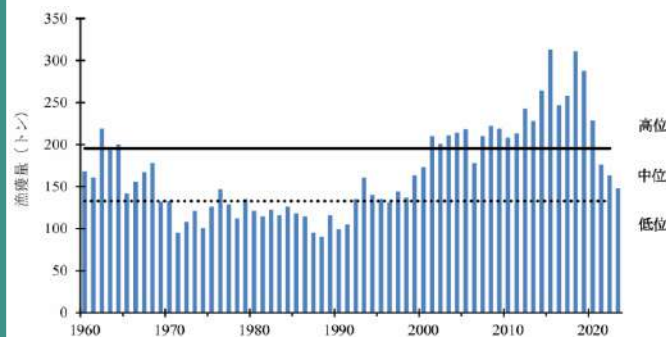
～1980年代：漁業者の経験知に基づく慣習的な申し合わせ

- ・ 漁場造成、禁漁区での小型エビ育成、漁具の仕様の制限

1990年代前半：科学的データに基づく資源管理の強化

- ・ 漁獲制限サイズの段階的引き上げ
- ・ 小型個体の再放流 など (1)

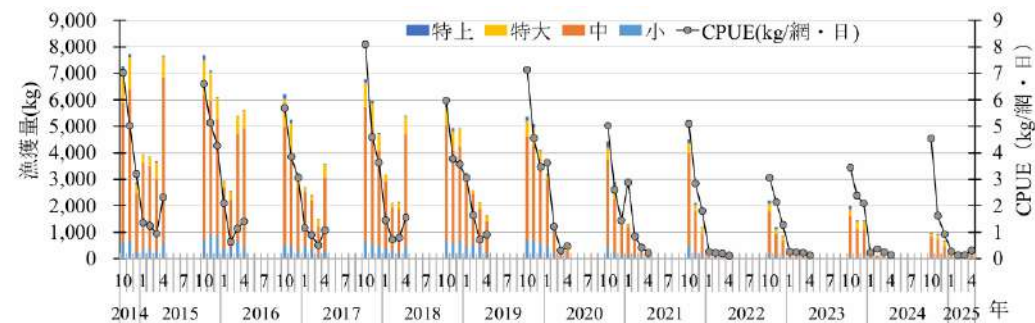
取組成果



◀三重県のイセエビ漁獲量

引用：(2) 参考資料 p.1

▼志摩市和具地区の海老刺網によるイセエビの銘柄別漁獲量（棒グラフ）と中銘柄のCPUE（折れ線グラフ）の推移



引用：(2) 参考資料 p.3

備考

- ・ 「三重県漁業調整規則」では、産卵期の5～9月の採捕禁止、小型個体の採捕禁止（頭胸甲長4.2cm以下）を定めている (3)。
- ・ 科学的知見を踏まえた新たな管理方策の導入には慎重な意見もあり、合意形成に時間を要した。その際にカギになったのが漁協青年部の存在。熱心な県職員の姿勢は、年の近い青年部漁業者との間に信頼関係を生み、青年部の活動が活発化し、それが漁村全体へも波及し、集団内の合意形成にも影響を与えた (1)。
- ・ 科学者の漁業者への関わり方もポイントだった（県の研究者として赴任した方が優しく知識豊富だった、潜水調査の結果を基に、一緒に話し合った、漁業者の知らないことも詳しく教えてくれたなど） (5)。

引用・参考：(1) 西村絵美 (2020)「漁業者の集団的行動とその展開」人間工学 56

(2) 田中真二「令和7（2025）年度三重県におけるイセエビの資源評価」

(3) 志摩市「持続可能な漁業に向けて（和具での事例）」 (4) みなと新聞 (2020年3月24日) (5) みなと新聞 (2020年4月1日)



徳島県

魚種

イセエビ

漁法

磯建網

取組期間

20年～

取組体制 (★：主体)

★日和佐町漁協

取組内容

※操業スタイル

- ・ 操業期間は9～12月（秋網）と3月～5月（春網）の2回
- ・ 好漁場のある禁漁区を開放して4人1組で行う共同操業と、共同操業終了後に禁漁区の外で各漁師が行う通常操業がある

①操業回数と網数の削減

- ・ 共同操業は年に5回、使用する網は3束
- ・ 通常操業は年間40～50回だった操業回数を、近年は15～20回に制限
- ・ 網数は、かつては一軒あたり17反だったところをまず13反に減らし、最終的には5反に削減

②120グラム以下のエビは禁漁区へ放流

（近年は、100グラム以下のエビを放流することが多くなっている）

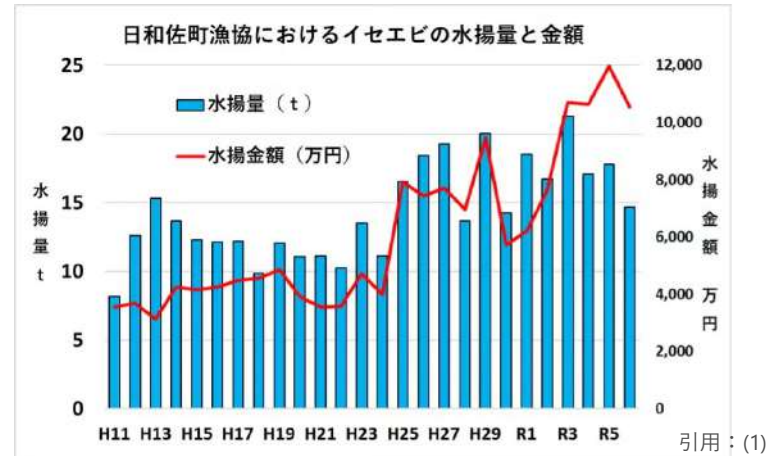
③漁場の取り合いをなくすための取り組み（公平で安全な漁）

- ・ 通常操業の出漁のスタート地点を10ヵ所に増加

④高値で売るための工夫

- ・ 全量入札にし、他地域の漁獲状況や産地仲買の確保状況を常に把握
- ・ 相場が安いときには、天気が良くても無理に操業しない
- ・ 共同操業のときには、操業場所や網数をこまめに調整する
- ・ 次のシーズンに資源を残すため、場合によっては早めに終漁する

取組成果



備考

- ・ 反発する漁師の説得の際に大事にしたのは、反対意見を持つ人のことをよく観察し、その思いを考え、その人たちが納得するアイデアを出すこと。
- ・ 豊崎組合長は反対する一人ひとりの性格や人間関係に応じて説得方法を変え、ときには膝を突きあわせて本音で話し合った。
- ・ 年配の漁師の協力を得るため、年配の漁師たちも年に5回の共同操業に参加できるようにし、経済的なメリットとやりがいを得られるようにした。（最近では共同操業に5回出れば、高齢の漁師でも約50万円は稼げる。また、共同操業は若い漁師2人と年配の漁師2人で行うため、若い漁師と交流できるのもやりがいになっている。）

- ・ 多数決ではなく全員一致を原則とし、公平に意見を聞く工夫をした。
- ・ 操業日を決めるメンバーの8人は、天候が少し悪くても出漁する強硬派から4人、安全を重視する穏健派から4人を選び、できるだけ無理に出漁せず、操業回数を抑える判断ができる構成にした。

- ・ 2021年には、水揚げ量が最高値の21トンまで伸びたが、磯のポテンシャルと環境変化を考えて獲りすぎと判断。漁獲目標を17～18トンに設定し、操業回数は15～20回に、1回の操業で平均1トンを目指すシステムに変更。



魚種

イセエビ

漁法

刺網

取組期間

取組体制 (★：主体)

★鴨川市漁協 太海支所 太海エビ網組合 (26名の漁業者で構成)

取組内容

①漁具の工夫 (網の素材・反数・目合)

一般的なナイロン網よりもイセエビの掛かりが悪い綿糸網を使用。他地区と比べて反数を少なく、網の目合いを大きくすることで、獲りすぎを防ぐ。

地区	1反を50間とした場合の反数	目合 (cm)	掛目
太海	8～9月 10反まで (33～63%) 10～5月 16反まで (53～100%)	9.6 (114～128%)	15
近隣他	16～30反まで	7.5～8.4	11～13

引用：(1) p.3

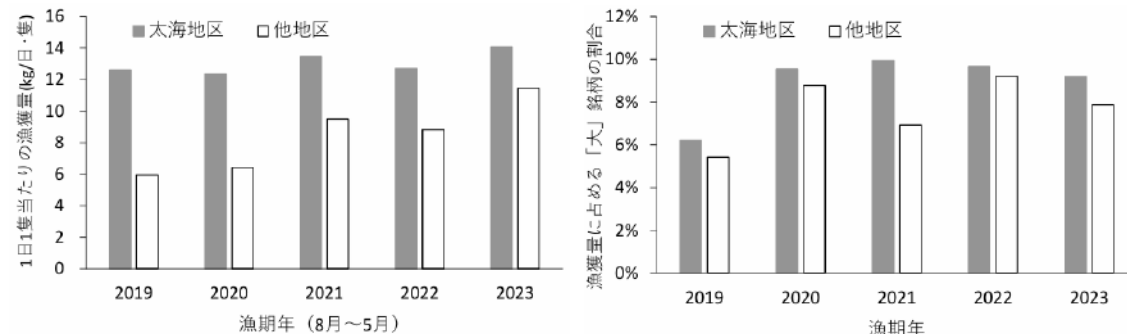
②操業方法の工夫 (漁場の競合回避・漁獲圧の低減)

一般漁場と好漁場で異なる操業ルールを採用。

一般漁場では、定時に出港し、網を掛けたい場所に早く到着した人が、その漁場を利用できる。好漁場では、1組3～4名のグループを8組編成し、8つの組が順番で各漁場を利用する決まり。

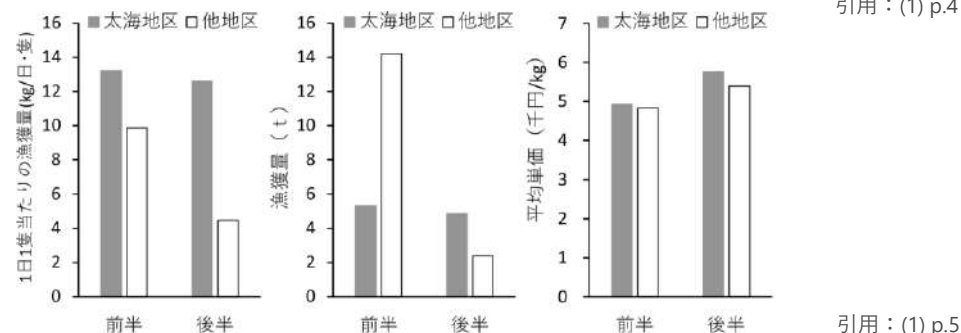
また、8～9月の盛漁期に漁獲が集中することを防ぐため、この期間中は海が凪いで両方の漁場を同時に操業できる日以外は、一般漁場も含め操業しない決まり。

取組成果



▲漁期年別1日1隻当たりの漁獲量、漁期年別漁獲量に占める「大イセ」銘柄の割合

引用：(1) p.4



引用：(1) p.5

▲5か年平均値による漁期前半と後半の1日1隻当たりの漁獲量、漁獲量、平均単価

漁況市況を5年平均した値で半期別に見ると、1日1隻当たりの漁獲量は、他地区では前半 (8～12月) から後半 (1～5月) にかけて大きく減少するが、太海地区ではほとんど変わらないこと、平均単価は前半より後半の方が高いことが、漁獲金額増加に繋がっている。

備考

- ・資源管理の取組を決める際、組合内でとことん話し合いをすることから、取組はメンバー皆に浸透し、当たり前のように実践されてきている
- ・取組の効果は日々の操業の中で実感しており、毎年開催している解禁前の集会では、操業状況や流通の実態を踏まえて掛ける網の反数を決めるなど、現状に則した管理方法を実践している



魚種

ホッケイエビ

漁法

えびかご

取組期間

禁漁：2014～2016
操業見直し：2017～

取組体制 (★：主体)

★標津漁協 ほっかいえび漁業者、標津漁協
道水試、根室地区水産技術普及指導所 標津支所

取組内容

漁獲量の激減を機に、2014年より禁漁を開始。禁漁をきっかけに資源管理について漁協と水産指導所が話し合い、資源状態を把握に努めることになった（藻場調査、水温観測、資源量調査、試験操業）。試験操業を通じて、資源が回復傾向にあることを確認し、2017年より操業再開。操業再開に際し、操業の見直しを行った。本漁業は希望者の中から着業者を選ぶという方法なので、操業隻数の削減に関しては、着業できなかった人から不満の声も多く出た。しかし「回復した資源を安定させるためには、漁獲圧を下げるしかない」と漁協が漁業調整を行い、納得してもらった。

また、操業開始日を決める際は、過去の水温データと試験カゴの漁獲量を見比べて決定するなど、データを活用。このほか、操業がそのまま資源調査となるように、あらかじめ1本の綱に付けるカゴ数を漁協へ伝えておき、どこの漁場に何本の綱を入れたかを水揚げごとに記帳。漁獲量を籠数で割ることで、誰がどこでどれだけ漁獲したかが分かるようにした。

	引用：(1) p.4	禁漁前	禁漁後
隻数		40隻	7隻
調査点		1地区	全地区（6地区）
操業開始		6月～	7月上旬～
操業期間		2ヶ月	2週間
抱卵エビの保護		—	産卵後に操業
体長制限		—	10cm以上
籠の目合		14節	12節
水揚げ港		各 前浜	標津港
操業記録		—	日誌の記帳

取組成果

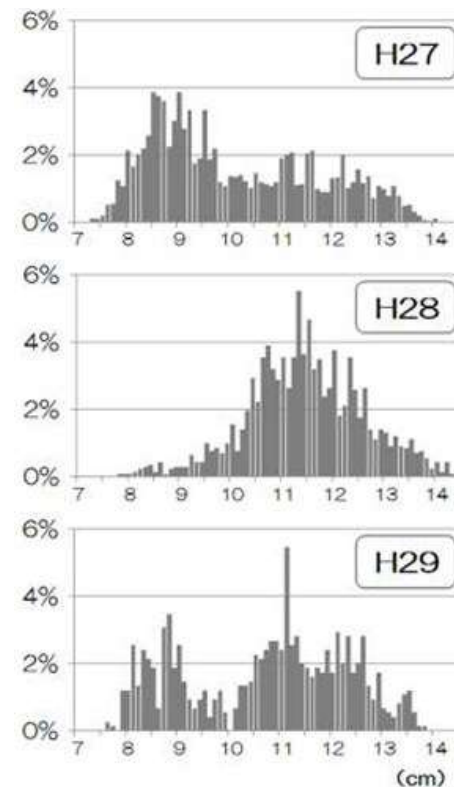
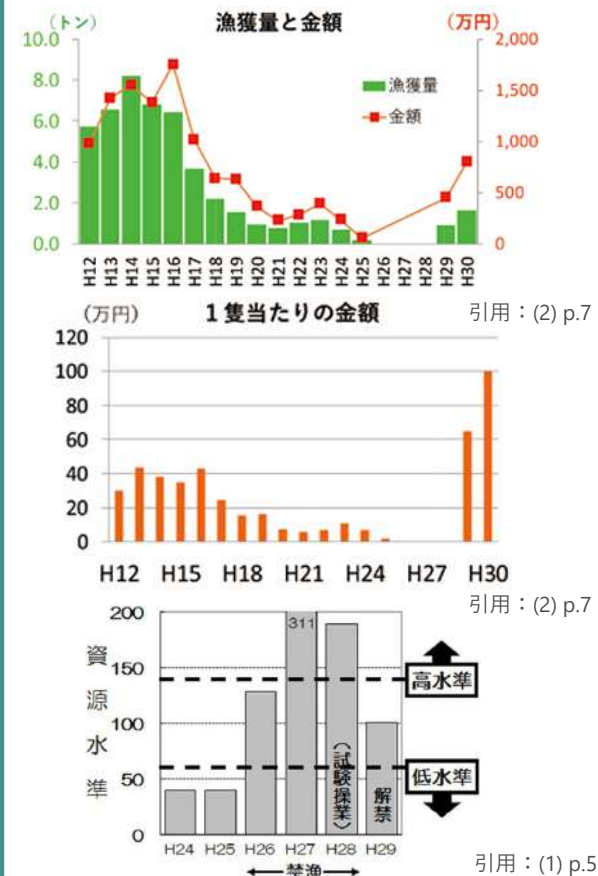


図 17 体長組成 引用：(1) p.6

備考

漁協にはホッケイエビ漁業に関する部会はなく、漁協が着業希望者を募り、その希望者の中から着業者を選出して操業。（以下、(1) p.6より）実際のところ、前浜でどれくらいの量のエビが越冬しているかは分からないが、禁漁で資源を回復させることができた。ホッケイエビは産まれてから3年で産卵できるようになるが、その3年間を禁漁としたことで効果が出たのかもしれない。禁漁を経験することで、今では着業者みんなが危機感を持って操業するようになった。



魚種

ホッコクアカ
エビ

漁法

えび
かご

取組期間

2011～
モデル事業は5年間

取組体制 (★：主体)

モデル事業 (4経営体) : 知事主導、新潟県水産海洋研究所
事業終了後 : 漁業者

取組内容

個別漁獲割当 (IQ : Individual Quota) 制度

①IQの設定

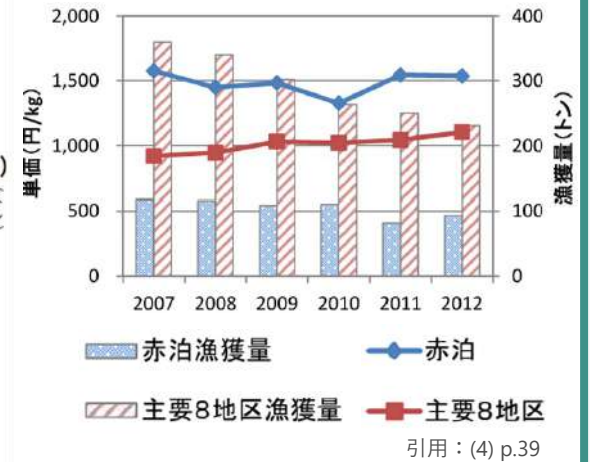
- ・地区TACの設定 (地区全体で漁獲してよい量) :
基準漁獲量 (2004～2008年の5年分のうち最大値と最小値を除いた3年の平均) の98%
- ・IQの設定 (各経営体が漁獲してよい量) :
過去5年間の漁獲実績に応じて配分

②網目の拡大

③柔軟なルールの変更

- ・漁期の延長 (相場の高いシーズンまで)
...産卵期でもない時期を慣習的に禁漁にしていたが、廃止
 - ・1隻あたりのカゴ数制限の廃止
...IQ導入によりカゴ数制限の意味がなくなったので、廃止
→この規則により、これまでは船を2隻所有していたが、1隻に集約。維持費を抑えられ、経営状況の改善に成功
- ※IQの導入にあたって、中小企業診断士による経営状況の調査を実施。この調査により、船の維持費が経営を圧迫していることが分かり、上記のルール変更につながった。

取組成果



11年に39%だった小型個体の採捕割合は13年に34%に低下⁽¹⁾

備考

- ・産卵経験のない小型魚を獲り控え資源を増やしつつ、単価の高い大型魚を漁獲、漁労収入と資源を確保するための方法として、新潟県泉田知事がIQ制の普及に着目。行政主導で5年間のIQモデル事業がスタート⁽¹⁾。
- ・ホッコクアカエビは移動性が少なく、資源保全をすると同海域の漁業者に見返りがあること、漁獲枠算定に必要なデータが充実していたため、IQモデル事業の対象魚種となった⁽¹⁾。
- ・これに加えて、調整すべき利害関係者がたった4者であったこと (導入当時)、4者が安定した漁獲高を上げていたこともIQを導入できた一因か⁽³⁾。

引用・参考 : (1) [みなと新聞 \(2015年1月1日\)](#)

(2) [「たくさん獲るのをやめたら、儲かって休みも増えた。佐渡のエビ漁に見えた希望」 Gyoppy!](#)

(3) [木寅雄斗「ルポ・佐渡島、水産資源管理の「成功事例、が広がらないワケ」 Wedge ONLINE](#)

(4) [新潟県新資源管理制度評価・運営改善委員会 \(2014\) 報告書](#)



魚種

ズワイガニ

漁法

底びき網

取組期間

1979～

取組体制 (★：主体)

★漁業者（京都府機船底曳網漁業連合会）
行政、京都府農林水産技術センター海洋センター

取組内容

京都府機船底曳網漁業連合会による自主管理

①半永久的な保護区の設置（1983～）

・ズワイガニが生息する海底の一定範囲に大型のコンクリートブロック（魚礁）を設置し、その範囲を保護区に設定
...ブロックの設置により底曳網は網が曳けなくなる

②漁期以外の混獲の防止（秋漁期：1979～、春漁期：1994～）

・底曳網の操業禁止区域（水深）の設定（秋漁期、春漁期）
...秋漁期はカニの脱皮期で、混獲後に再放流しても死亡するため
...春漁期は、アカガレイ漁によるカニの混獲が問題となっていた

※秋・春漁期ともに、京都府の沖合で操業する隣接県の沖合底曳網漁船も一緒になって取り組んでいる

③小型カニ入網防止のための改良網の導入

④水ガニの漁獲禁止

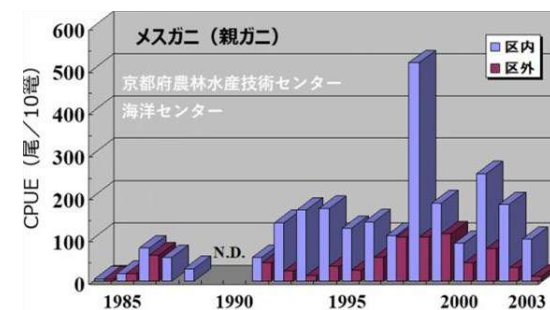
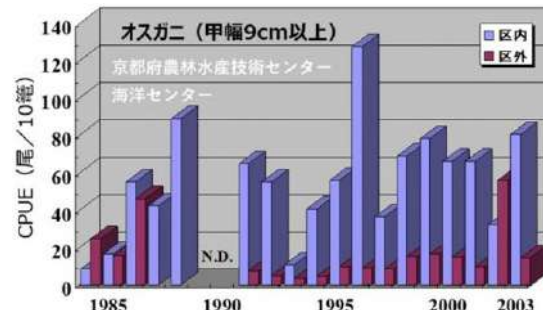
・メスガニに対してオスが少ない状況を改善するため

京都府沖合のズワイガニ保護区の概要

	造成年	面積 (km ²)	平均水深 (m)
第1保護区	1983～87, 2003～07	25.5	270
第2保護区	1988	4.0	235
第3保護区	1992	14.0	300
第4保護区	1993	9.3	290
第5保護区	1997	7.5	270
第6保護区	1998	7.5	250
合計		67.8	

京都府農林水産技術センター海洋センター 引用：(1)

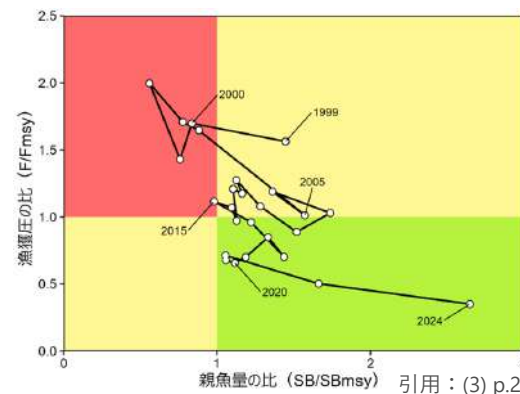
取組成果



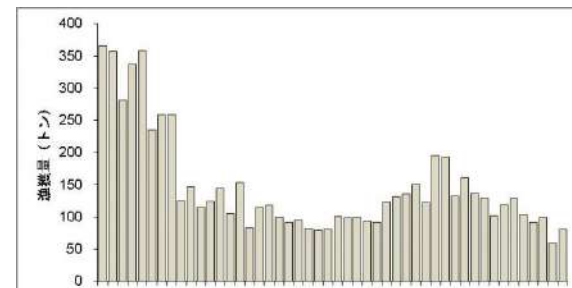
Yamasaki.2011

引用：(1)

▲保護区内と区外で行ったカニかご調査からみたメスとオスの密度



引用：(3) p.2



引用：(2)

▲京都府のズワイガニ漁獲量

備考

漁業者による自主管理のほか、ズワイガニ漁業には次のような制限がある

①国が定める制限（省令とTAC）

・農林水産省令：漁期や漁獲サイズなどの設定
・TAC法：沖合底曳網（大臣）、小型底曳網（知事）

②日本海西部の関係漁業者で定める制限

・日本海ズワイガニ採捕に関する協定：
メスと水ガニの1航海あたりの漁獲量制限



魚種

アカガレイ

漁法

底びき網

取組期間

2002～

取組体制 (★：主体)

★漁業者 (京都府機船底曳網漁業連合会)
行政、京都府農林水産技術センター海洋センター

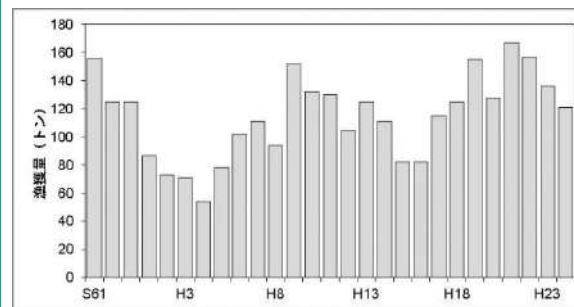
取組内容

京都府機船底曳網漁業連合会による自主管理

- ・4～5月の間に毎月6日以上の休漁
- ・曳網回数の制限
- ・2晩以上の連続操業の禁止

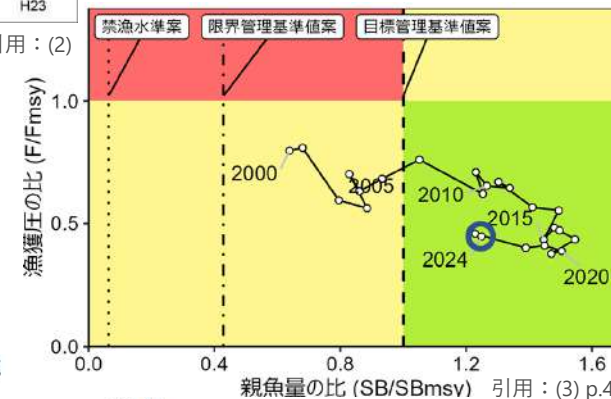
など (1)

取組成果

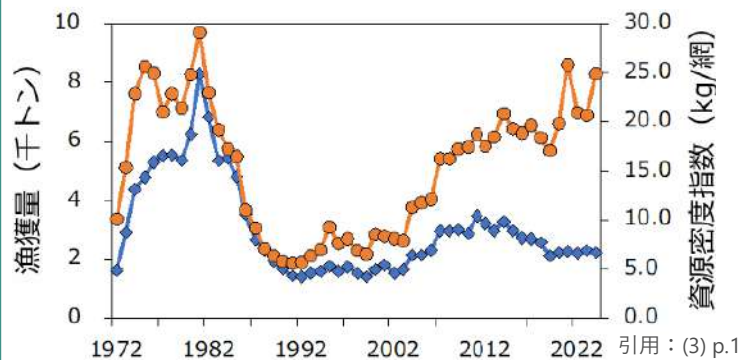


▲京都府のアカガレイ漁獲量

引用：(2)



◆漁獲量 ○資源密度指数



◀沖合底びき網漁業における漁獲量と資源密度指数の推移

引用：(3) p.1

備考

2002年、国によって日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画が策定され、漁獲努力量の削減など資源管理措置の強化が図られてきた



魚種

アカムツ

漁法

沖合底びき網

取組期間

10年～（2014）

取組体制（★：主体）

★島根県機船底曳網漁業連合会、島根県水産技術センター

取組内容

平成20年漁期以降、単価の安いめっきん（小型未成魚、～数十円/匹）に漁獲が集中。しかし、めっきんが比較的まとまって獲れる海域は時期や年によって大きく異なるため、禁漁区の設定は難しかった。そこで、日々の操業実績をもとに、保護したい資源（めっきん）が集中分布する海域を見つけ、そこを一定期間禁漁区に設定し、資源の分布や移動状況に合わせながら禁漁区もまた移動させていく「機動的禁漁区」という仕組みを導入した。日々の操業情報の提供は機船連が、情報の解析と禁漁区の設定および周知は水技センターが対応するという体制。導入試験（2014、1団体1ヶ統）→実証試験（2015、2団体3ヶ統）→浜田沖底全船（2016、4団体5ヶ統）→日本海南西海域で操業する機船連全船（2017、5団体6ヶ統）と取組が広がっていった。

取組期間	3～5月（アカムツ成魚の混獲が少ない時期）
対象海域	日本海南西海域（対馬～山口沖）
禁漁区の発動基準	一網当たりのめっきんの漁獲量（投棄サイズも含む）が10箱以上あった時
禁漁区の設定範囲	発動基準を超えた時の操業ライン上に小小漁区（6km×5km）を1単位とし、必要に応じて設定（※）
禁漁区設定日時と期間	発動基準を超えた操業があった翌航海出港日から10日間の日中操業の禁止（アカムツは夜間の操業では漁獲されないため夜間を除外）

引用：(1) p.6

※「小小漁区」とは農林漁区を細分化したものを示す

取組成果

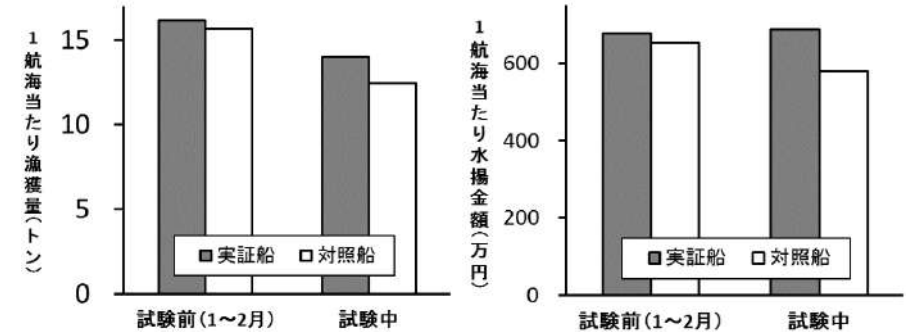


図6. 1航海1ヶ統当たりの平均漁獲量(左)と平均水揚金額(右)の比較について 引用：(1) p.7

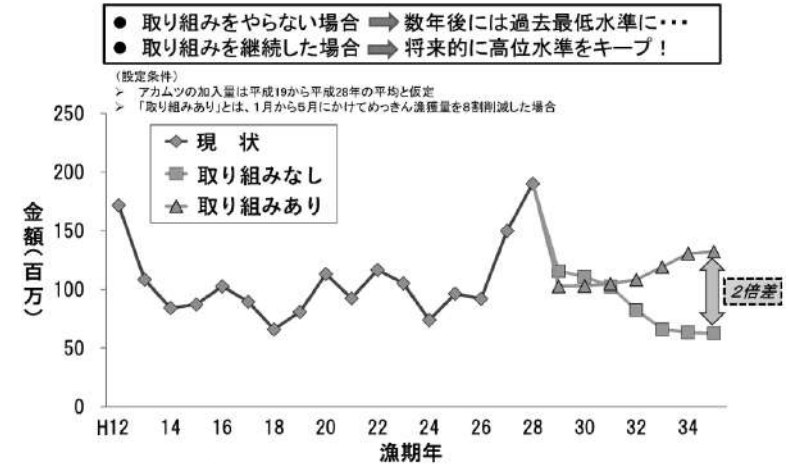


図7. 取組み効果によるアカムツの水揚金額のシミュレーション結果について 引用：(1) p.8

備考

（2017年の資料では）「取組みはまだ始まったばかりであり、現時点ではようやく県内での仕組みが完成し、規模を拡大しながら取組みを進めている途中経過に過ぎず、今後、実際にアカムツの資源回復につながっていくかどうかを引き続き研究機関と連携しながら粘り強く検証していかなければならない」と記述されている(1)。



魚種

キンメダイ

漁法

たて縄

取組期間

1997～

取組体制 (★：主体)

★銚子市漁協外川支所 キンメダイ・アカムツ研究会
県の研究機関 (標識放流)

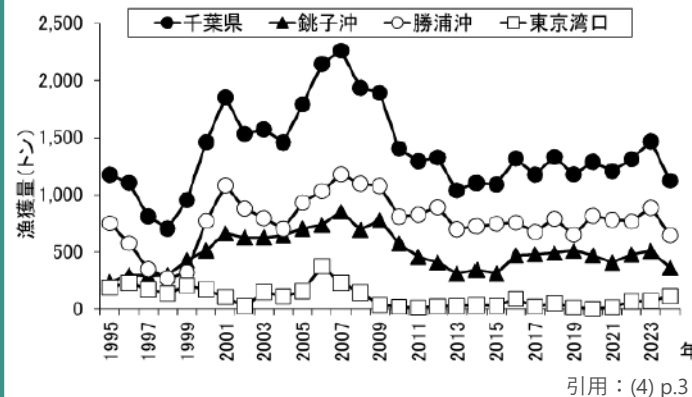
取組内容

研究会は操業方法の改善案を提言し、1997年の操業規約作成の原動力となった。規約作成後も、時とともに変更が加えられている。

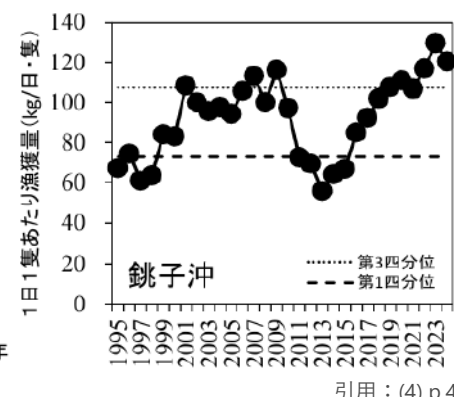
- ①操業時間・操業日数の制限
 - ・操業時間を1日あたり3時間以内に制限
 - ・毎週日曜日と市場休業日を定期休漁日に設定
- ②漁具・漁法の制限
 - ・釣針の数を60本までに制限
 - ・底はえ縄漁法の禁止
- ③小型魚の再放流
 - ・尾叉長20.5cm未満のキンメダイ (全長25cm相当) を再放流
- ④標識放流
- ⑤禁漁期・禁漁区の設定
 - ・産卵期にあたる7～9月期を禁漁
 - ・小型魚保護のため海洋保護区の設定
- ⑥漁場利用方法の見直し

キンメダイ漁船 (2022年現在、37隻) を5班に分け、漁場利用に優先順位をつける。例えば、ある日は1班の漁船が最もよい位置で操業を行うことができ、次に2班の漁船がその周りで操業というように定め、順繰りにより位置で操業できるようにした。

取組成果



引用：(4) p.3



引用：(4) p.4

備考

資源管理のスタートは、昭和の終わりから平成にかけて県外の大型トロール船に対して、底びき網漁業の自粛要請を行ったことがきっかけ。その後、若手漁業者たちは、キンメダイの資源量維持の重要性を強く意識し、相手に求めるだけでなく自分たちも資源保護に取り組むべきだと考えた。そこで、若手漁業者たちは①漁獲圧を下げることで、②その分キンメダイの価格を上げる方法を検討した。まず、若手漁業者たちは休漁日を設けることを思い付き、親世代の人達に「自分達はキンメダイ漁の未来について研究したいので、第3日曜日を休漁にしたい」と申し出た。これを受け、キンメダイ・アカムツ部会が1994年に設立された。定期的な休みを設けることで、市場の休業日に合わせて操業を調整することができるようになり、魚価が安定したことから、親世代の漁業者たちも若手漁業者の提案した「市場に合わせた操業」に賛同するようになった。なお、500g以上のキンメダイは「銚子つりきんめ」のブランドを冠して販売している。

引用・参考：(1) 田口さつき「キンメダイを次世代に一挑戦し続けるJF銚子市外川支所」 Sakanadia

(2) 「現場の声 JF銚子 (千葉県)」 農林中央金庫HP

(3) 「銚子つりきんめ 資源管理」 銚子市漁業協同組合 外川支所HP

(4) 「漁海況旬報ちば No.2025-26」



魚種

キンメダイ

漁法

たて縄

取組期間

50年～

取組体制 (★：主体)

★千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合
 鴨川市、勝浦市、御宿町の3地区、5単協、16船団が所属する広域組合

取組内容

①インプットコントロール

- ・ 操業時間の短縮
 1日8時間（1990年代前半）から、まずは6.5時間に短縮。
 その後、漁獲量が下がる度に議論を行い、6時間→5時間→4時間と短縮。
- ・ 禁漁期間の設定
 産卵期にあたる7～9月には、自主的に禁漁期間を設ける。

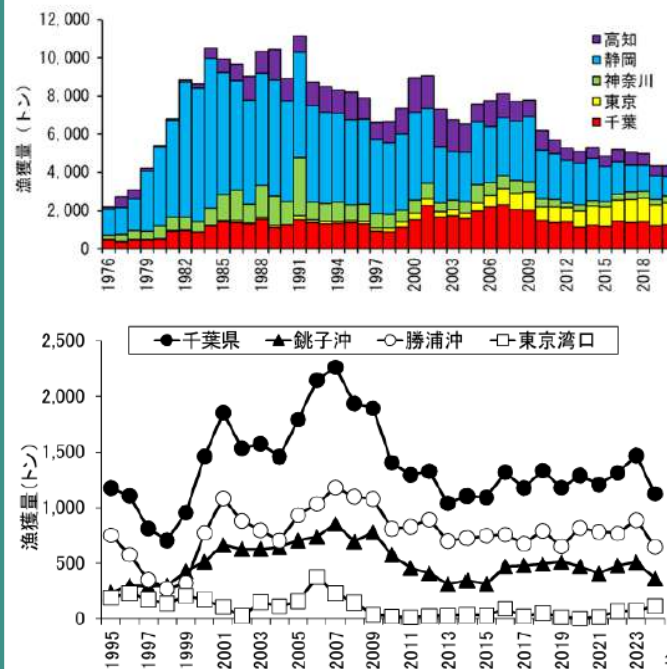
②テクニカルコントロール

- ・ 漁法の限定
 効率のよい漁法や餌は全て禁止。投入する針の数も管理。
- ・ 小型魚の再放流
 資源量や漁獲実績と照らし合わせて、再放流の基準を22cm以下から25cm以下まで引き上げ。

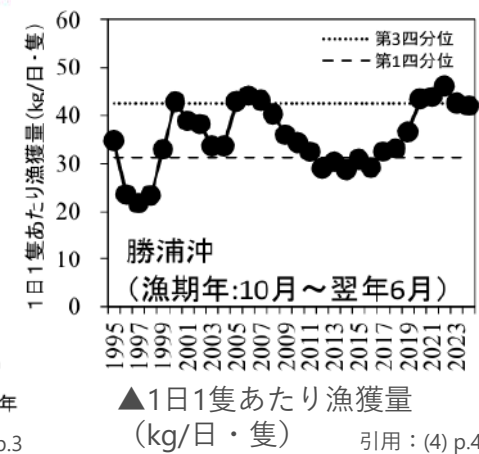
③データ収集（自主的な標識放流）

取組成果

図 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県のキンメダイ漁獲量の推移 引用：(3) 資料1-1-2 p.4



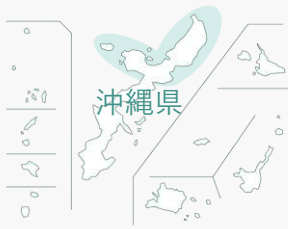
引用：(4) p.3



引用：(4) p.4

備考

組合では、1969年から5単協16船団全210隻の意見をくみ取った話し合いで操業ルールを決めている。操業ルールを決める際には、まず16船団が各船団で意見をまとめ、それから代表者会議にかける。その際に1船団でも反対があれば、全員が納得の行くまで話し合いを重ね、多数決でルールを決めることはしない。このように全船が団結することで、単協をまたいだ海域の漁場でも円滑な資源管理を実行している。会議、忘年会など、組合員が多数集まる場合は、何十人いても必ず、全員の自己紹介から始めることで1人1人が平等に意見を持ち寄り場づくりに取り組む。なお、700g以上のキンメダイは「外房つりきんめ鯛」のブランドを冠して販売している。



魚種

シロクラベラ (マクブ)

漁法

潜水器

取組期間

2003～

取組体制 (★：主体)

★沖縄県北部漁業者、県行政

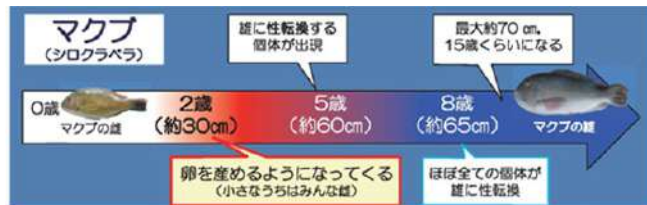
取組内容

漁獲体長制限 (2)

・シロクラベラは成長する過程でオスに性転換するため、獲った魚が小さければ小さいほど、メスである確率が高い
⇒卵を産める大きさに成長した魚だけを獲るべく漁獲体長制限を開始

体長制限の広がり (3), (4)

- 2003～ 自主規制：潜水器漁業を中心に1kg未満の漁獲禁止
- 2006～ 自主規制：すべての漁法で1kg未満の漁獲と販売を禁止
- 2015～ 公的規制（沖縄海区漁業調整委員会指示）：
全長35cm未満のシロクラベラの採捕を禁止
- 2017、19、22：漁獲サイズ制限区域の拡大
- 2023～ 漁獲サイズ制限区域を県全域に拡大、遊漁者にも適用

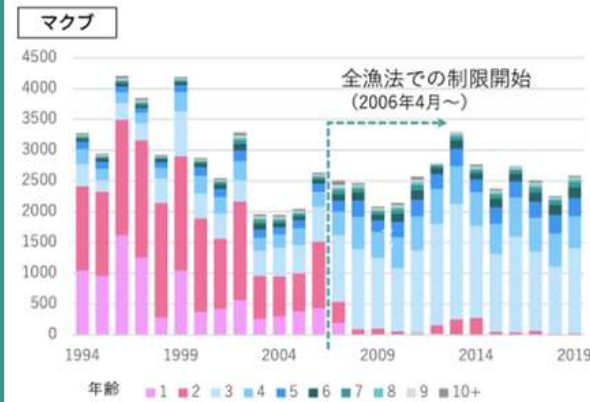


引用：(2)

沖縄県水産海洋技術センター,2017

取組成果

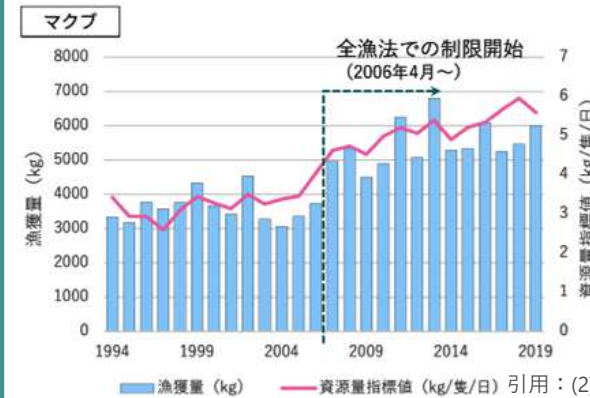
図3：漁尾数の推移（沖縄県北部）



引用：(2)

(上図) 小さな魚の漁獲数が減っただけでなく、卵を産める大きさの魚の数が増えている (2)

図4：漁獲量と資源指標値*の推移（沖縄県北部）



引用：(2)

(下図) 2017～18年を取組開始時の2003年と比べると、資源量の指標値（漁獲努力当たりの漁獲量）は8割高く、漁獲量は7割多くなった (1)

備考

引用・参考：(1) みなと新聞 (2020年3月24日) (2) 沖縄県水産海洋技術センターHP (3) 琉球新報 (2023年2月10日)
 (4) 北朋紘、安里聖貴、松崎遣大、秋田雄一、上原匡人、太田格、海老沢明彦 (2024) 「沖縄島海域におけるシロクラベラの資源評価と漁獲体長制限効果」 沖縄県水産海洋技術センター事業報告書 pp.29-37



魚種

シロクラベラ
(マクブ)

漁法

潜水器

取組期間

2014～

取組成果

詳細不明

取組体制 (★：主体)

★あわせ・はまや里海漁業協議会（沖縄市漁協、うるま市南原漁協漁業者）、沖縄県水産海洋技術センター

取組内容

・漁獲体長制限

体長制限の広がり

2013～ 自主規制：沖縄市とうるま市の2漁協で漁獲サイズ制限

2015～ 沖縄市とうるま市の2漁協で禁漁区を設定（100m四方）

2019～ 公的規制に移行

2023～ 漁獲サイズ制限区域を県全域に拡大、遊漁者にも適用

備考

- ・自主規制を主導したのは、あわせ・はまや里海漁業協議会の柳田会長
- ・はじめは漁業者が科学者を歓迎しなかったというが、科学者が管理の効果を分かりやすく示したことや、リーダー格の漁業者の存在から、徐々に意識が高まった
- ex. 魚を大きくしてから獲る意義を魚価で説明（下図）
- ...県水産海洋技術センターの研究員は、漁業関係者に信頼されるため、市場に出てコミュニケーションすることを大切にしてきたという
- ・血抜きや神経締めなどの品質向上に取り組み魚価の向上を目指したり、資源管理に必要な資源調査やサンゴ保護に日当をつけてもらうことで代替収入の確保に努めたりしている

・卵を産む前の未熟な魚を守る

・1匹あたりの価格が高くなってから獲る

表2. まくぶの体長・体重・1匹当たりの価格

体長(cm)	20	30	35	40	50	60
体重(kg)	0.17	0.59	0.93	1.38	2.69	4.64
単価(¥/kg)	1,186	1,468	1,591	1,707	1,919	2,112
1匹当たりの値段(¥)	207	861	1,478	2,361	5,166	9,795

※2013～2016年の石川漁協セリデータから推定

引用：(2)



魚種

ナミハタ

漁法

潜水器

取組期間

2007～

取組体制 (★：主体)

★八重山漁協、★同漁協電灯潜り研究会 (2007～)、沖縄県水産海洋技術センター、水研機構八重山庁舎 ※2021年から漁業調整委員会指示

取組内容

・ナミハタは特定海域で数日間密集し産卵する習性があるため、産卵時に乱獲されてきたと考え、短期禁漁に踏み切った(1)

自主管理 (2007～) (2)

- ・禁漁区設定
- ・体長制限
- ・保護区の設置 (2010～)

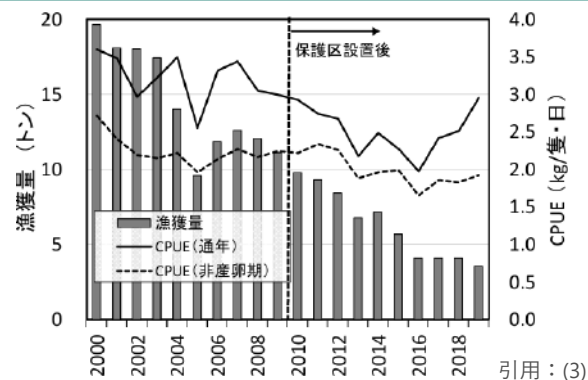
公的規制 (2021～) (2)

- ・八重山沿岸海域6カ所を法的規制を伴う産卵場保護区に設定
- ・保護期間は産卵盛期にあたる産卵盛期に該当する毎年4～6月、一般人の釣りも含めた全ての水産動植物の採捕を禁止し、航行や停泊にも自粛を求める
- ・2025年までの5年間有効で、継続の必要性については同年度に検討
- ・委員会指示そのものに罰則はないが、指示に従わない場合は知事命令が出され、違反すると漁業法違反として50万円以下の罰金または1年以下の懲役が科される

引用：(3)
表 ナミハタの産卵保護区における禁漁日数と面積の推移

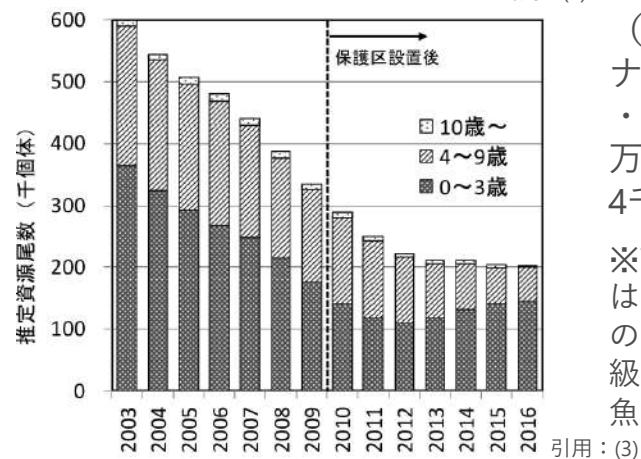
年	禁漁日数	面積(km ²)
2009	0	0
2010	5	3.7
2011	10	3.7
2012	5	3.7
2013	14	3.7
2014	20	3.7
2015	30	5.3
2016	40	5.3
2017	40	5.3
2018	40	5.3
2019	40	5.3

取組成果



(上図) ナミハタ漁獲量と一日一匹当たりの漁獲量 (CPUE) の推移

※実線は通年におけるCPUE、破線は通年から産卵期を差し引いた非産卵期のCPUE



(下図) VPAによる八重山海域のナミハタ推定資源尾数の推移
・0～3歳の資源量は2012年の10万9千尾を下限に、2016年は14万4千尾と約33%増加

※VPA (Virtual Population Analysis) はコホート解析とも呼ばれ、年齢別の漁獲尾数と自然死亡率から、各年齢群 (コホート; 同じ年に生まれた魚) の資源尾数を推定する方法 (4)

備考

公的規制化のための研究の重要性 (3)

- ・保護区の設定は漁協は自主管理の一環として行っていたが、自主管理による運営は規制範囲が限定的であることから、漁協は海区漁業調整委員会指示等に基づく保護区の公的ルール化を要望していた
- ・公的ルール化を進める上で、保護区設定による資源量推移の検証が不可欠となるため、保護区設定後のナミハタの資源状態を評価する研究を水産海洋技術センターが行った

引用・参考：(1) みなと新聞 (2015年1月1日) (2) 八重山毎日新聞 (2021年4月10日)

(3) 「八重山海域におけるナミハタ資源量の解析」水産海洋技術センター石垣支所 (4) 水産庁、水産研究・教育機構「漁業資源の変動と資源評価について」



魚種

ハタハタ

漁法

底びき網
定置網、刺網

取組期間

1992～

取組体制 (★：主体)

漁業者、行政、普及員、研究機関

★ハタハタ資源対策協議会

(35名。部会代表、組合長、学識経験者、県職員)

取組内容

1992～ 過去最低の漁獲量を受け、3年間の自主的な全面禁漁 (1)

1993～ ハタハタ資源対策協議会を組織 (1)

①漁獲努力量の削減

- ・ 底びき網隻数の1/3の減船、刺網や定置網の操業統数の削減

②漁獲量上限の設定

- ・ 毎年資源量を推定して漁獲枠を決定し、沿岸と沖合に配分する

③その他の取り組み

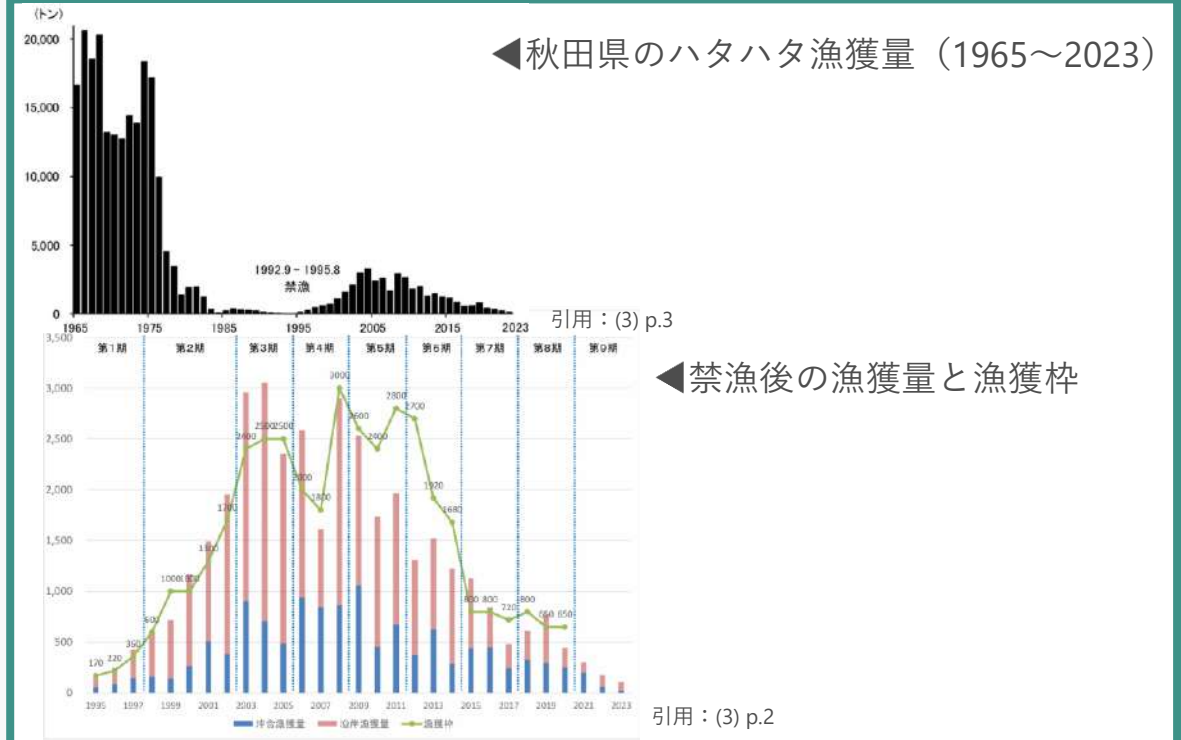
- ・ 種苗放流、藻場造成整備

2021～ 漁獲枠の設定ではなく、操業日数の制限へと変更 (2)

※以下の点から、資源管理が機能していないという指摘がある (2)

- ・ 漁獲枠が実際の漁獲量より大きいケースが多い
- ・ 漁獲量が漁獲枠をオーバーしてもそのまま獲り続けている
- ・ 2021年より漁獲枠設定が廃止され操業日数の制限に変更された

取組成果



備考

- ・ 本事例の合意形成過程についての詳細は、末永(2006) (4)
- ・ 協議会では「話し合い」による全員一致を目指しているのが特徴で、基本的な方針については「協議会から順次下部組織に降ろす」方法で、その方針に基づく具体的な対策については「漁業地区毎の検討会において検討し、逆に上部組織に上げていく」方法で決めていた（意見が上部組織の意見と異なる場合は、結果を下部組織に持ち帰って再び下部組織で話し合う）。
- ・ 合意形成には多くの時間と会合を要したといい、その過程では秋田県庁の一部の行政職員と普及指導員の積極的・献身的な支援があったという。

引用・参考：(1) 杉山秀樹「秋田県ハタハタ漁獲量は、なぜ回復したか」Ocean Newsletter 第247号 (2) 片野歩「ハタハタが資源管理のモデルケースという誤解」

(3) 秋田県水産振興センター「令和6年度漁期の秋田県ハタハタ漁業管理・資源対策について」

(4) 末永聡 (2006)「地域漁業における合意形成と知識科学—秋田県のハタハタ資源管理の取り組みから—」地域漁業研究 46(3) pp. 65-77



魚種

ニシン
(石狩湾系群)

漁法

刺網

取組期間

1996～

取組体制 (★：主体)

★石狩湾漁協、道水試

取組内容

- ①日本海ニシン増大プロジェクト (1996～2008)
(北海道(事業主体)、北海道栽培漁業振興公社、水産試験場)
・種苗生産、中間育成、稚魚放流
 - ②日本海北部ニシン栽培漁業推進委員会 (2008～)
(15漁協18市町村、オブザーバー17関係団体、事務局石狩漁協)
・年間200万尾の稚魚放流
・水産試験場による仔稚魚期分布調査・生物測定調査等モニタリング
 - ③石狩湾漁協の取り組み (小型魚の保護)
・網目の拡大 (2寸目以上)
・漁期の設定 (1月中旬～4月上旬の75日間)
- (2)

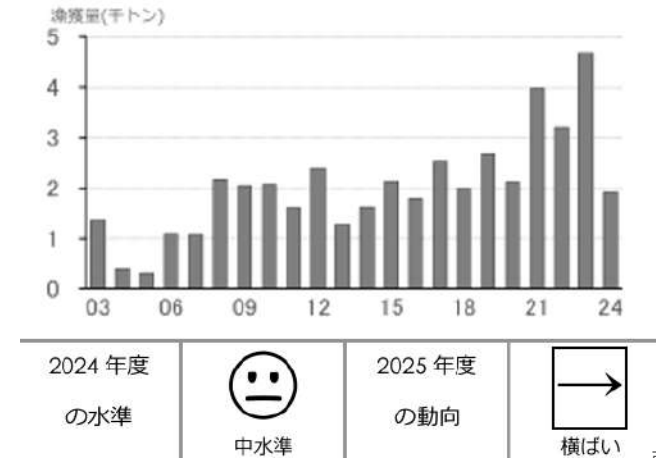
取組成果

◆資源評価

[評価年]5月～翌4月

[資源量の指標]3歳以上の資源重量

2024年度の漁獲量は1,913トンで前年に比べて大きく減少しました。資源水準は中水準、資源動向は横ばいと判断されました。刺し網の網目規制等により若齢・小型魚の漁獲が抑えられ、産卵親魚が安定的に確保されており、資源は合理的に利用されています。



引用：(3) p24

備考

- ・当初、取り組みに難色を示す関係者もいたが、石狩湾漁協によれば「自分たちで利害関係者を集めて話し合った」という(1)
- ・1995年時点で3トンだったニシン資源量は、近年3000トン前後に増えている(1)



魚種

小型ヒラメ
など

漁法

底びき網

取組期間

昭和終わり頃～

取組成果

詳細不明

取組体制 (★：主体)

★福島県機船底曳網連合会、福島県水産研究所

取組内容

- 「経営のために漁獲を抑える」という発想の広がり (1)
- ・魚の売価の安さと燃料の値上がりで苦しんでいた昭和の終わりごろ、一部の漁業者が周囲を説得して、休漁日を増やした
(魚の獲れ過ぎによる値崩れを防ぎ、燃油を無駄遣いしないため)
- ⇒「経営のため漁獲を抑える」という発想が広がり、ヒラメやアナゴが大きく育ってから獲るために、一定より小さなサイズを放流することが自主規制や海区の規則で定着した
- ※小型魚の放流については、水産研究所の研究者たちが「再放流して生き残った魚は大きくなる、そうすればこれだけ体重が増え、その分水揚金額が増える」と漁業者に何度も説明して回った (2)
- ・震災後に資源が増えた後は、小型魚の多い海域を保護区にしたり、特定の海域に漁獲が集中しないよう漁場をローテーションしたりする協議も進んでいる (1)

備考

- ・経営感覚の強さの背景は「地域の船主（陸上での経営指揮者）が船頭（海上作業の指揮者）を兼ねるので現場をよく知っていること、さらには漁業者の妻が魚を売るので（経営関係の）情報が入りやすい面もあったのでは」という（福島県機船底曳網漁業組合連合会） (1)
- ・研究者が漁業者に説明する際に気を付けていることは、「話を難しくしないこと。CPUE（漁獲努力当たりの漁獲量）なら『獲れ具合』などとかみ砕く。漁獲体長サイズを30センチ以上に制限するならば、船上ですぐ使える30センチの定規を配る。現場の漁業者が納得する形で資源を管理してもらうのが大切」だという（福島県水産研究所） (2)



魚種

メカジキ

漁法

はえ縄

取組期間

10年～

取組体制 (★: 主体)

★気仙沼遠洋漁協近海マグロはえ縄船団、岩手大学

取組内容

岩手大学石村准教授の「生物経済モデル」の分析に基づいた操業方法の見直しで、「量より質」の操業へ(1)

①航海日数の短縮

・一度出航して港に帰るまでの航海日数を、震災前の43日から25日に短縮

…一定数の魚を残して資源回復をはかる生物モデルと、市場における漁獲量と価格の相関関係を分析した価格モデルを組み合わせることで、適正な漁獲量と適正な価格を算出

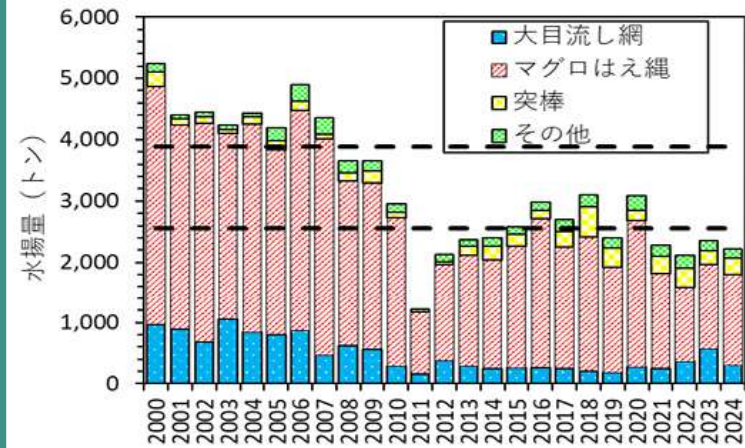
⇒資源管理しながら利益が最大化する「25日」を採用

②船団の入港隻数の制限

・みんなで情報を共有し、1日に入港するのは1隻までとする入港規制
…個々の船がそれぞれの判断で入港すると、水揚げのタイミングが被り、市場に魚が溢れて価格が下がるため

※一部の種のサメに対して、混獲時の自主的な放流も進んでいる

取組成果



◀宮城県へのメカジキの水揚量の推移

引用: (4) p.8

- ・震災後、1キロ700～800円だったメカジキの価格は、1キロ1000円を超えるまでに向上(1)
- …入港規制により市場への過剰供給がなくなったことと、加工・流通の努力により鮮度が向上したことで商品力が高まり、刺身などの需要を生み出したことが要因
- ・震災前には採算ラインを割っていた水揚げ高は、2016年には平均約2億円を達成
- ※メカジキ(北太平洋)の資源評価は「2021年の資源状態は、過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない」(3)

備考

- ・岩手大学石村准教授と船団の出会いは、震災以前の2008年。経営の悪化していた船団をサポートするため、研究機関から当時カナダの大学院にいた石村准教授が派遣された。
- ・復興へと進みはじめた船団をサポートするため、石村准教授が「生物経済モデル」の分析を行い、操業方法の見直しへとつながった。
- ・石村准教授によると、「気仙沼の船団は、1980年代からの北太平洋の水産資源のデータを唯一持っている重要な漁業者たちだった」という。



魚種

ヨシキリザメ

漁法

はえ縄

取組期間

10年～

取組体制 (★: 主体)

★気仙沼遠洋漁協近海マグロはえ縄船団、岩手大学

取組内容

岩手大学石村准教授の「生物経済モデル」の分析に基づいた操業方法の見直しで、「量より質」の操業へ(1)

①航海日数の短縮

・一度出航して港に帰るまでの航海日数を、震災前の43日から25日に短縮

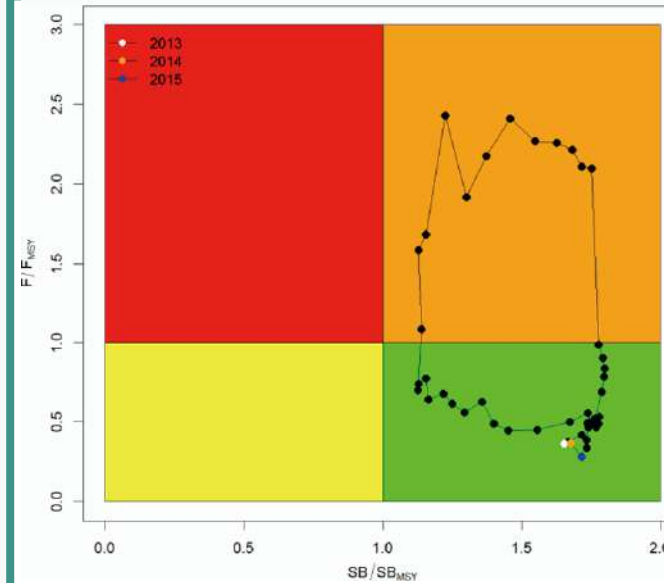
...一定数の魚を残して資源回復をはかる生物モデルと、市場における漁獲量と価格の相関関係を分析した価格モデルを組み合わせることで、適正な漁獲量と適正な価格を算出

⇒資源管理しながら利益が最大化する「25日」を採用

②船団の入港隻数の制限

・みんなで情報を共有し、1日に入港するのは1隻までとする入港規制
...個々の船がそれぞれの判断で入港すると、水揚げのタイミングが被り、市場に魚が溢れて価格が下がるため

取組成果



◀統合モデルで示された神戸プロット (1971～2015) (4)

引用: (4) p.5

- ・ヨシキリザメの価格は震災直後の2倍まで向上(1)
- ・震災前には採算ラインを割っていた水揚げ高は、2016年には平均約2億円を達成

※ヨシキリザメ(北太平洋)の資源評価は「2020年の資源状態は乱獲状態でなく、過剰漁獲状態でもない」(3)

備考

- ・岩手大学石村准教授と船団の出会いは、震災以前の2008年。経営の悪化していた船団をサポートするため、研究機関から当時カナダの大学院にいた石村准教授が派遣された(1)
- ・復興へと進みはじめた船団をサポートするため、石村准教授が「生物経済モデル」の分析を行い、操業方法の見直しへとつながった
- ・石村准教授によると、気仙沼の船団は、1980年代からの北太平洋の水産資源のデータを唯一持っている重要な漁業者たちだったという(1)

引用・参考: (1)「震災復興の経験が教える、海からはじまる持続可能性」af Magazine (2)みなと新聞(2018年1月1日)

(3)水産庁、水産研究・教育機構「令和6年度国際漁業資源の現況(ヨシキリザメ 太平洋)」(4)水産庁、水産研究・教育機構「平成30年度国際漁業資源の現況(ヨシキリザメ)」

魚種

トラフグ (日本海・東シナ海・瀬戸内海系群)

漁法

はえ縄、定置網
底びき網、釣りなど

取組期間

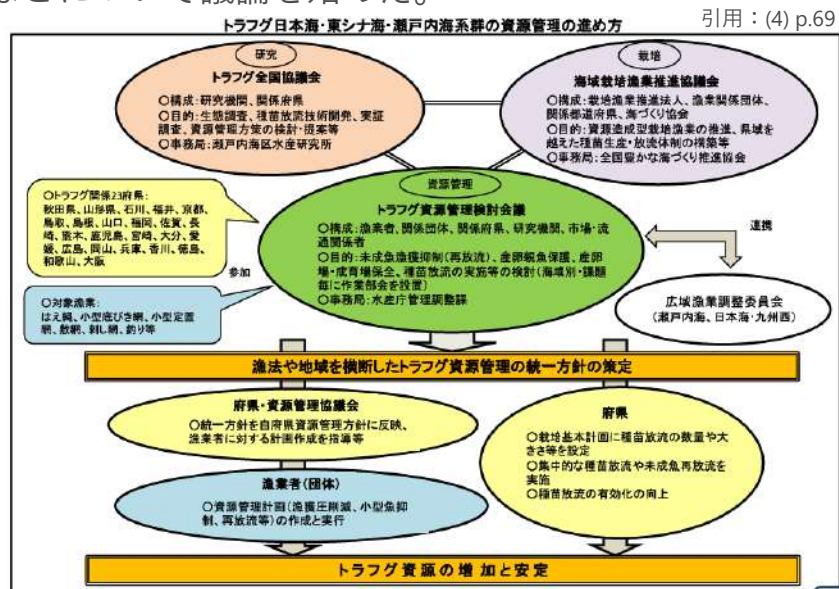
2014年に
議論開始

取組体制 (★: 主体)

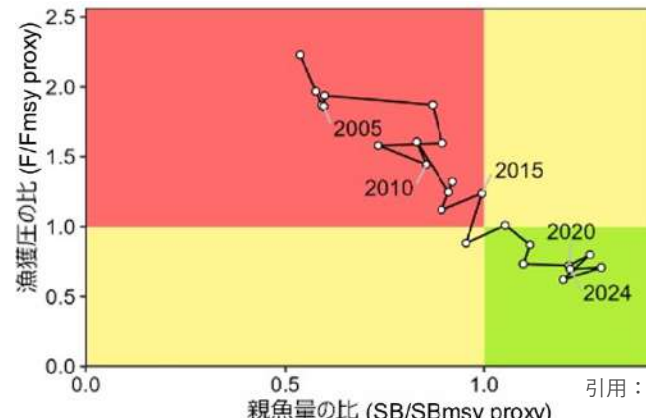
★水産庁主導

取組内容

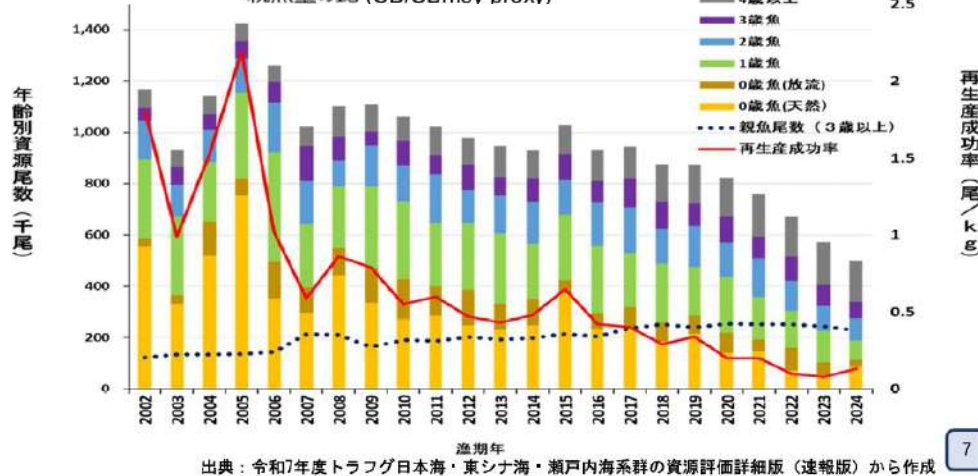
・有明海～瀬戸内・日本海へと広く回遊するため、各地の漁業者と科学者が協力する必要があった
⇒水産庁主導で2014年11月に関係者同士の協議会を設立。種苗放流や未成魚保護、環境保全などについて議論を始めた。



取組成果



・近年加入が減っている
 ※加入: 個体が成長して漁業の対象に加わること
 ・現状の親魚量は目標を上回っている(2)



備考

・2014年、水産庁「資源管理のあり方検討会」の対象魚種に

魚種

スケトウダラ
(日本海北部系群)

漁法

底びき網
はえ縄、刺網

取組期間

TAC減枠：2015～

取組体制 (★：主体)

★国、北海道・国の科学者

取組内容

TACの適切な運用がポイント (2)

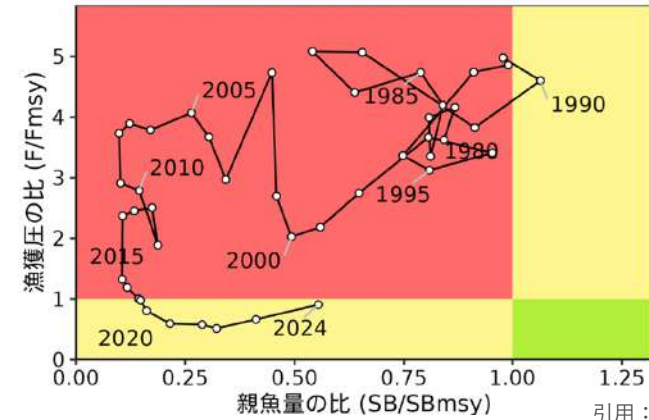
～2014：TACがABC（生物学的漁獲許容量。生物学的な立場から許容される漁獲量の上限值。）を超え、過剰漁獲状態が続いていた

2014：水産庁がTACをABCに近づけることを表明

2015～：TACをABC水準に削減

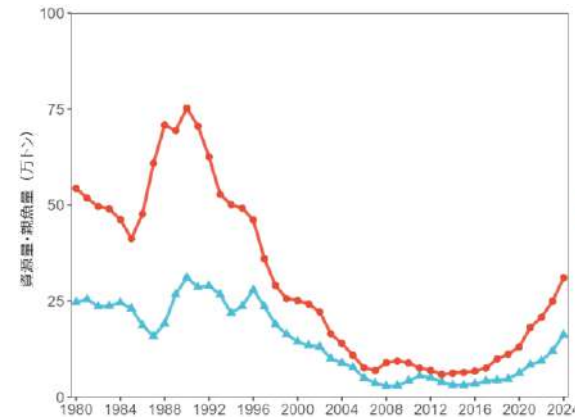
2016～2017：さらにTAC減枠

取組成果



引用：(4) p.20

◀神戸プロット
2015年以降のTACの厳格化に加え、漁業者による若齢魚保護もあり、2018年以降は過剰漁獲を脱している (3)



引用：(4) p.16

◀資源量と親魚量の推移
2024年の親魚量16.2万トンは、目標の29.3万トンを下回るものの、2016年からは増え続けている (3)

備考

・2018年のみたと新聞に「資源状態が悪く、今後の管理が注目される事例」として掲載 (2)
... 科学と漁業者感覚にズレ。漁業者「資源は増えている感覚だし、北海道の水試の調査でも資源は増加傾向。道と国で資源状態の計算方法が違い、国の方法だと資源状態が悪く出るため、TACを増やせないと聞く。漁獲を増やさないと国判断に納得できない。」 (2)

魚種

ホッケ
(道北系群)

漁法

底びき網

取組期間

2012～

取組体制 (★: 主体)

漁業者 (自主管理)、水研機構

取組内容

自主管理は進むももう少しと指摘されている (1)

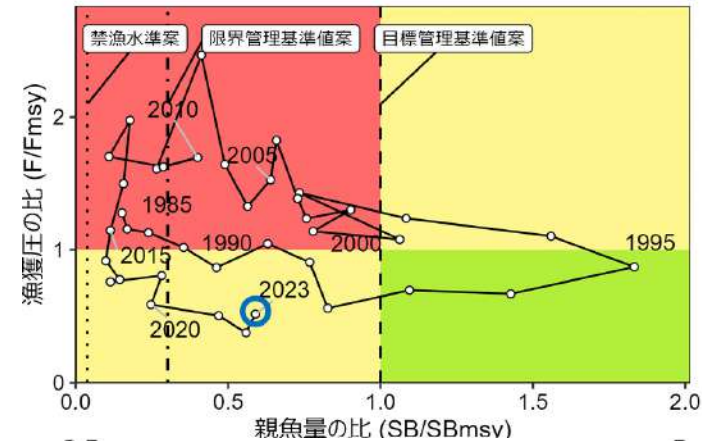
2012 科学者が過剰漁獲を指摘し、漁獲削減を勧告

2012下半期～ 漁業者による自主管理を開始

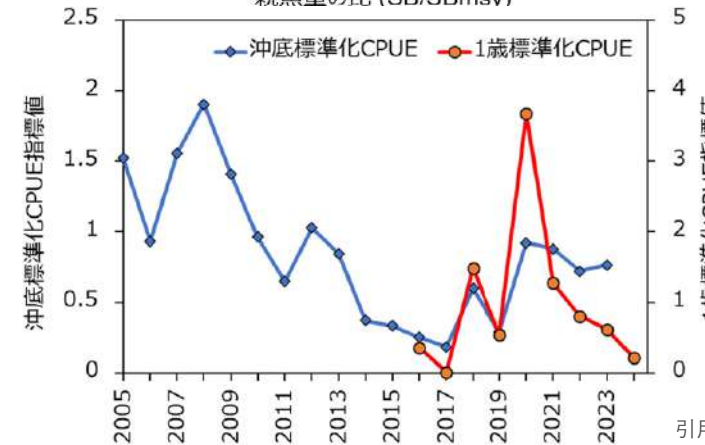
- ・ 漁獲量または漁獲努力量を2008～2010年を基準年として3割削減することを目標に漁獲削減 (3)
- ⇒ 漁獲努力量は3割以上削減に成功
- ・ 若齢魚の獲り控え

※2016～23年の漁獲圧は過剰ではないが、20年以降、0歳魚の加入が想定より少ない状態が続く。24年の推定漁獲量は3.2万トンだが、目標の親魚量を10年以内に61%の確率で達成するには、25年の漁獲を3万トンに抑えるペースにするべき状態。(2)

取組成果



◀神戸プロット
2016～23年の漁獲圧は過剰ではない



引用: (4) p.4

◀沖合底びき網漁業の標準化CPUE

引用: (4) p.1

備考

- ・ 2018年のみたと新聞に「資源状態が悪く、今後の管理が注目される事例」として掲載 (1)
- ・ 2017年、水研機構がより資源が悪化した際に備え「禁漁基準」の策定を提案したが、沖合底びき網などの漁業者団体は「長く自主的な漁獲規制をしてきており、受け入れがたい」と反対した (1)

引用・参考: (1) [みたと新聞 \(2018年1月1日\)](#) (2) [みたと新聞 \(2025年1月21日\)](#)

(3) 水産研究・教育機構「令和6 (2024) 年度ホッケ道北系群の資源評価」 (4) 水産研究・教育機構「令和6 (2024) 年度ホッケ道北系群の資源評価 (概要版)」



魚種

イカナゴ
(伊勢・三河湾系群)

漁法

船びき網

取組期間

1980年代
前半～

取組体制 (★：主体)

★愛知県と三重県の漁業者、水産試験場

取組内容

①成長乱獲の抑制 (4)

- ・新規加入量調査によって解禁日を決定
 - ・漁期中の市場調査によって終漁日を設定
 - ・出漁日数は資源状態や流通状況に応じて各年で調整
- ※資源状態が悪いと予測される年には、解禁日を遅らせたり、漁期前半の休漁日を増やし、漁獲努力量を下げながらCPUEの変動を確認
- ・ふ化直後の仔魚が分布する海域に保護区を設定
(部分的な保護区の設定は、現場でも受け入れられやすい)
 - ・体長6cm前後の時期に、保護育成期間を設定 (実質的な禁漁期)

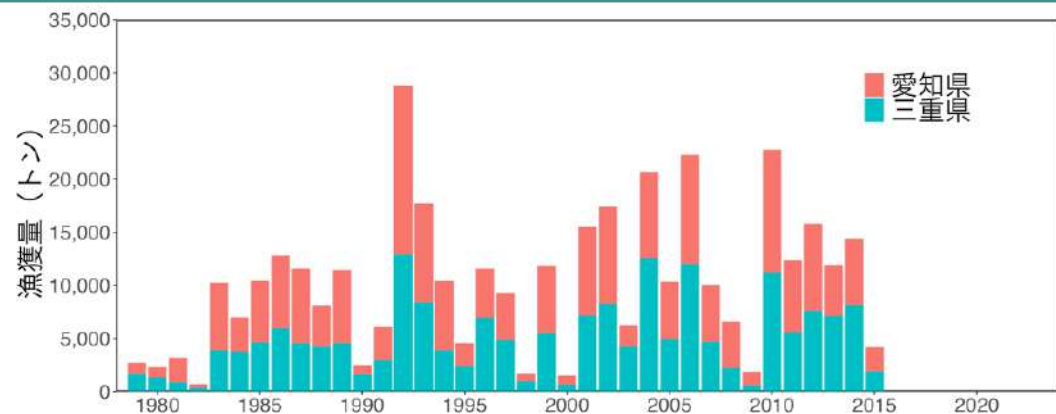
②加入管理 (毎年20億尾以上の産卵親魚を海中に残す) (4)

- ・産卵期における禁漁
- ・終漁日の設定

※2016～2024年は操業自粛のため出漁していない (3)

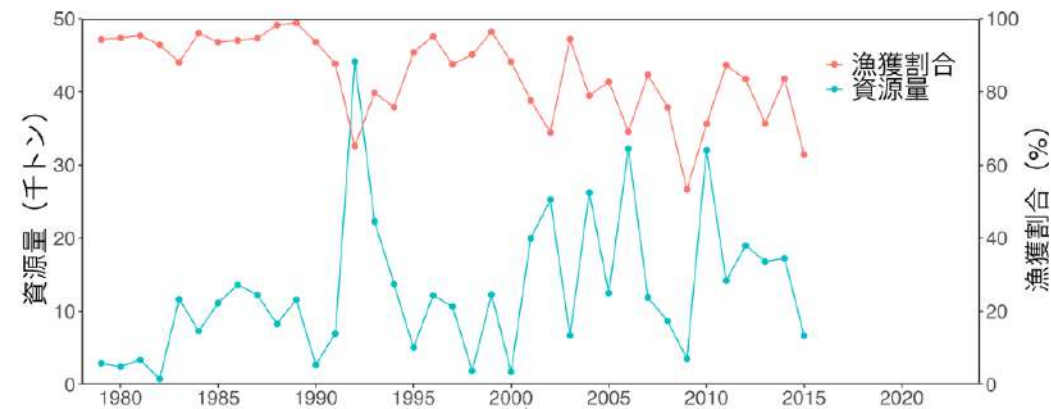
これは、愛知・三重両県の漁業者代表協議によって決定された自主的な措置

取組成果



▲伊勢・三河湾におけるイカナゴの漁獲量

引用：(3) p.10



▲資源量と漁獲割合の推移

引用：(3) p.11

備考

- ・水産試験場の調査結果をもとに自主的な管理を続けており、資源が回復してきていたが、近年資源が壊滅状態にある (水温上昇など複数の要因が考えられる)
- ・新規加入量調査によると、2018年以降、仔稚魚の採集尾数は0尾で推移している (3)

魚種

サワラ
(瀬戸内海系群)

漁法

刺網など

取組期間

1997～

取組体制 (★：主体)

★香川刺網漁業者→香川・岡山・兵庫・徳島の漁業者→11府県

取組内容

①県内漁業者の自主管理 (1997～) (4)

・未成魚の獲りすぎを防ぐため、網目の拡大や自主休漁を開始

... 取り組みに反対する漁業者も多かったが、「本当に魚がおらず、リーダー格の漁業者が周囲に (取り組みへの) 思いを伝えていった。県や漁連が『獲り過ぎ』と言うようになった」(香川県さわら流しさし網協議会宮地会長)。この際「関係者の納得を得るため、管理の根拠が大事だった。漁業者からの要請で県や国の科学者が応えていった」(香川県)。(4)

②取り組みの県外への広がり (1998～) (4)

・0歳魚漁期の自主休漁 (香川・岡山・兵庫・徳島の漁業者)

③水産庁主導のもと11府県へ拡大 (2002～) (4)

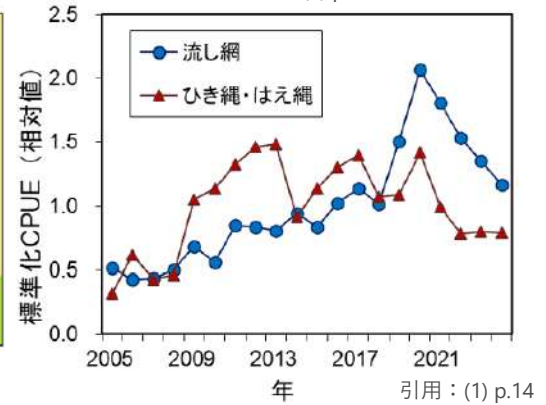
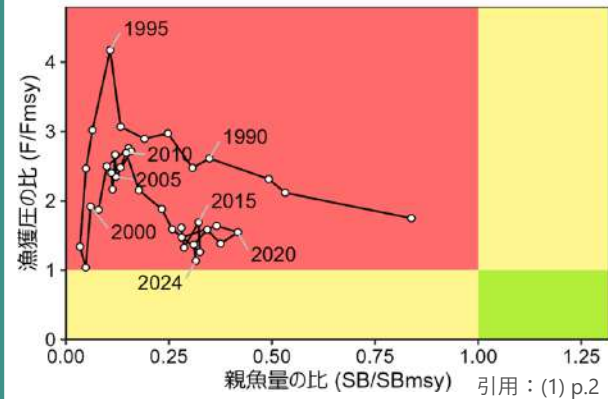
・休漁、0歳魚が逃げられるサイズの網の使用、種苗放流の強化など

※広域な資源管理のきっかけは、香川と兵庫が操業秩序を守るために設置した協議会。サワラ漁獲量の大幅減少を受け、近隣県もオブザーバーとして同協議会に参加するようになり、広域資源管理の機運が高まった。(3)

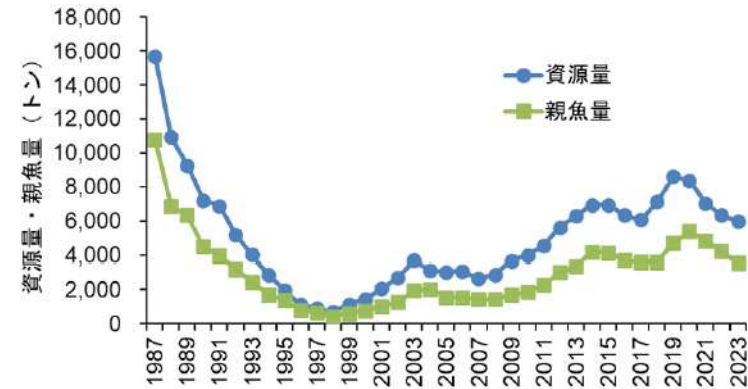
取組成果

最大持続生産量(MSY)、親魚量の水準と動向、およびABC	
MSYを実現する水準の親魚量	12.9千トン
2024年の親魚量の水準	MSYを実現する水準(SBmsy)を下回る(0.32倍)
2024年の漁獲圧の水準	SBmsyを維持する水準を上回る(1.13倍)
2024年の親魚量の動向	減少
最大持続生産量(MSY)	5.6千トン
2026年のABC	—

引用：(1) p.2



引用：(1) p.14



引用：(2) p.15

引用・参考：(1) 水産研究・教育機構「令和7(2025)年度サワラ瀬戸内海系群の資源評価」(2) 水産研究・教育機構「令和6(2024)年度サワラ瀬戸内海系群の資源評価」

(3) 田口さつき「府県を超えた資源管理により回復した「魚庭のサワラ」」Sakanadia (4) みなと新聞(2020年3月24日) (5) みなと新聞(2018年1月1日)

魚種

マサバ
(太平洋系群)

漁法

まき網

取組期間

2003～
国主導は2015～

取組体制 (★：主体)

★北部太平洋まき網連合会 (2003～) → 国主導 (2015～)

取組内容

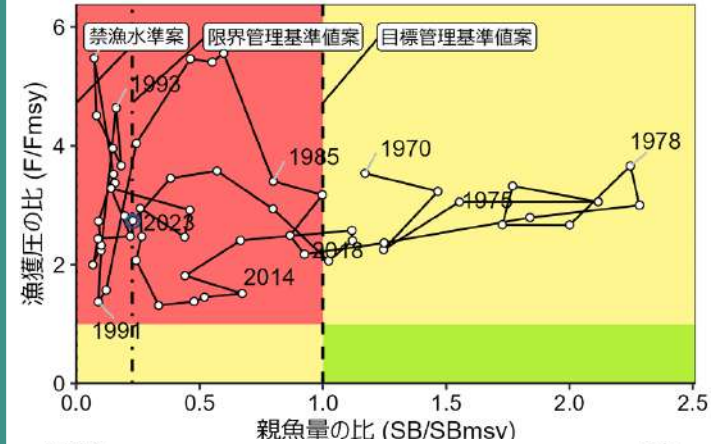
2003～ 北部太平洋まき網漁業協同組合連合会 (青森県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県) の漁業者が所属。以下、北まき) が、国の支援の下で未成魚の獲り控えを開始 (1)

2007～ 北まきによる、漁獲枠を守る動きが加速 (1)
漁業者と話し合いながら、各月の漁獲枠を漁船個別に割り当てて順守

2014 水産庁が一部のまき網船に個別漁獲割当 (IQ) を試験導入 (2)

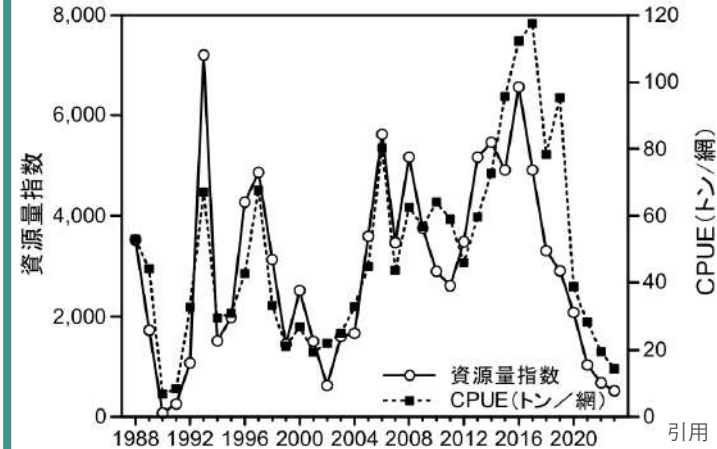
2015～ 水産庁が北まき全船に、国主導として初の個別漁獲割当 (IQ) を試験導入 (3)

取組成果



◀ 神戸プロット

引用：(5) p.4



◀ 北部まき網のさば類資源量指数とCPUEの推移

2005年漁期以降、CPUEは高い水準を維持していたが、2020年漁期以降の値は急減。2020年漁期以降の北部まき網の不漁を反映している。(4)

引用：(4) p.21

備考

- ・「現在はTACが緩んだため優良事例とは言い難い」という指摘がある
- ・「2003年の取り組みから、漁業者の間で『(資源管理を) やってみよう』との機運は高まっていた。取り組みの1年半前から協会と船主らが協議し、船主から漁業者に説明もしていた。2007年の取り組みはスムーズに受け入れられた。」(北まき田中専務) (1)

魚種

太平洋クロマグロ

漁法

まき網など

取組期間

2009～

取組体制 (★：主体)

★WCPFC (2009～保存管理措置採択) →国 (2018～TAC開始)

取組内容

2009 WCPFCで太平洋クロマグロの保存管理措置を採択 (3)

- ・特に未成魚 (0～3歳) に対する漁獲努力量の抑制などに合意
- 日本国内では、措置の実施に必要な対応を進めた

2015～ WCPFCで措置の強化を主導 (3)

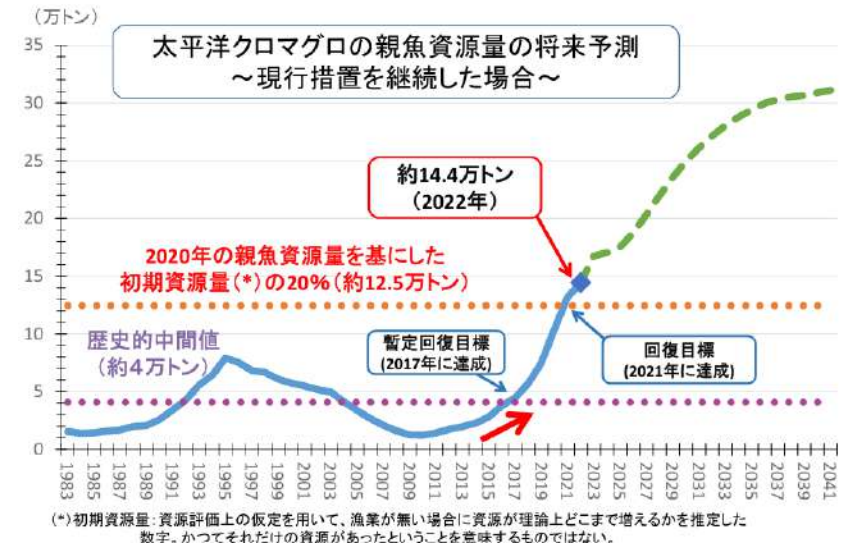
- ・小型魚 (30kg未満) の漁獲量を2002～04年平均水準から半減させる
- ・大型魚 (30kg以上) の漁獲量を2002～04年平均水準から増加させない

などの保存管理措置が合意された

→日本国内では、これらの決定を踏まえ数量管理を順次導入
2018～法律に基づく漁獲可能量 (TAC) による管理を開始 (3)

取組成果

最新 (2024年) の資源評価結果 (将来予測)



- ・親魚資源量が、WCPFCが設定した回復目標 (初期資源量の20%) を2021年に達成 (3)
- ・資源量についての管理基準値は決まっていないが、他のまぐろ類で使用される基準と比較して資源は減り過ぎの状況にはない (4)
- ・漁獲圧力についての管理基準値は決まっていないが、近年 (2020～22年) はWCPFCなどで使われる一般的な乱獲の基準を下回っている (4)

備考

- ・2018年のみなど新聞に「資源状態が悪く今後の管理が注目される事例」として掲載 (2)
- 「2016年漁期に漁獲枠を守れず、翌漁期も既に一部地域が割当枠を超過。今漁期も「国内の一部漁業者から他漁業に資源管理を押し付ける意見が根強く、当事者意識や規則を守る意識が浸透しているとはいえない」 (2)



魚種

クロマグロ

漁法

定置網

取組期間

不明

取組体制 (★：主体)

★一般社団法人静岡県定置漁業協会

取組内容

小型クロマグロの放流 (1)

・規則づくり

国は30キロ未満のクロマグロに一律で「何トンまで漁獲して良い」という枠を決めているが、同協会は加えて「10キロ以下の個体は原則放流、5キロ以下は全放流、1定置網ごとにクロマグロ水揚げは1日300キロまで」という規則を作成。この規則は、価値の高い大きな個体を優先的に獲りつつ、漁獲枠を守るために作られた。

・放流の際の工夫

マグロが多く入った際にはマグロの泳ぐ水面近くの網だけを水中に沈めて放流。この場合、肌の弱いマグロも生きたまま逃がしやすい。

取組成果

静岡県の定置漁業における、クロマグロ小型魚（30kg未満）については、2024年4月～2025年3月までの1年間で、水揚数量が約10.5t（捕獲枠消化率88.8%）、放流尾数約37,000尾となり、水揚量の7～8倍以上は放流したと思われる (1)。

備考

日吉会長は「クロマグロは10キロになるとおいしく値も付くが、3キロほどだと値が付かないので逃がしやすい。国からはクロマグロの減収補償で応援されているし、しっかりやりたい」と語る。(2)



魚種

クロマグロ
小型ブリ

漁法

定置網

取組期間

不明

取組成果

不明

取組体制 (★：主体)

★(株)早田大敷 (中井漁労長が中心)

取組内容

幼魚の放流 (1)

・できるだけ元気な状態で放流する工夫
 漁獲した魚を陸揚げする前に船上で選別することで、可能な限り元気な状態で放流対象魚をより分け。
 さらに新漁船製造の際に設置した、大型カンコ（生け簀）と海水用ポンプを使用して放流対象魚が元気になるまで活かすことで、可能な限り元気な状態で放流する仕組みを採用。
 国の漁獲規制があるクロマグロに加え、体長20センチ強の小さなブリなども逃がしている。

備考

漁労長は「値の安い小さなブリは、大きくなって戻ってくるのを待つ。少しでも資源が増えるよう活動を続けたい。定置を『漁獲調整できない駄目な漁法』と言われたくないし、自然に優しい漁と認識してほしい」と話す。逃がした魚が他の漁村で獲られてしまう恐れもあるが、「船員から反対はない。皆が放流すべきと思っているから、少々苦でもやり遂げられる」そう。(2)